

---

## 令和2年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

---

令和2年9月10日(木)

---

### 1. 議事日程第4号

令和2年9月10日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1 番	横山 弘 康	2 番	衛藤 和 敏
3 番	河島 公 司	4 番	細井 良 則
5 番	松下 善 法	6 番	小幡 幸 範
7 番	松本 真由美	8 番	大野 元 秀
9 番	宿利 忠 明	10番	河野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高田 修 治
13番	藤本 勝 美	14番	石井 龍 文

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	村木 賢 二	議事庶務班主幹	秦 久里子
-------	--------	---------	-------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政 和	副 町 長	秋吉 一 徳
教 育 長	梶原 敏 明	総 務 課 長	石井 信 彦
政策法務課長	繁田 良 一	企画商工観光課長	衛藤 正 生
基地・防災対策課長	清原 洋 一	税 務 課 長	衛藤 善 生

福祉保健課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
住民課長	穴井陸明	建設水道課長	長柄義正
農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄	人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧石裕一
会計管理者兼 会計課長	時枝弘法	教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏
教育政策課 指導企画監	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	秋好英信
わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子	監査委員 事務局長	和田育男
総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一		

---

午前10時00分開議

○議長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、飲物や食べ物の持ち込み、飲食及び写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いします。

それと、議場内が高温になる場合に、上着は脱いでもいいです。職員の皆さんについても、配慮が足りませんで申し訳ありません。職員の方も暑いときは上着を脱がれてようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

○議長（石井龍文君） 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序により、これを許します。会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） おはようございます。ちょっと緊張しております、久々で。7番松本真由美です。通告によりまして、議長のお許しをいただき、一問一答形式でお願いいたします。

大型で非常に強い台風10号が、6日夜半から7日にかけて、九州の西の海上を北上いたしました。県下では、佐伯市、蒲江で瞬間風速40.4メートルと、今まで記録を取り出して第1位とのことです。本町においても被害状況は、町長の説明ではなかったということですが、調査中であるとも思われます。町内避難所には500人余りの方が避難され、日頃の防災に対する周知が生かされ、また担当された職員の皆様、大変お疲れさまでした。

さて、2020年7月のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることに心躍らせ、平和で幸多き時代になることを全国民が期待し、夢見たことと思います。しかしながら、1月28日、ニュースで、奈良市の観光バス運転手が外国人観光ツアーを実施したとのことやダイヤモンド・プリンセス号での感染が流れ、初めて新型コロナウイルスの感染の恐ろしさを知りました。また、大分県では、3月に入り、県内では13人が確認されました。これに伴い、県内に不安、恐怖、緊張感が一段と大きくなりました。

全国や本町においても、2月中旬、小・中・高等学校等休校となりました。そして、日本童話祭をはじめ行政、学校や民間各行事等中止となりました。また、全国的にも不要不急の移動制限が発せられ、感染防止の措置が取られました。感染拡大防止のため、多くの人々の努力や頑張りが現在も続いております。

また、7月6日から降り始めた令和2年7月豪雨では、九州各地で建物の流出・崩壊や土砂災害等続発し、甚大な被害をもたらしました。本町においても、下泊里橋の流出や玖珠川の氾濫により、家屋や農地の浸水、崩壊等、大変大きな被害を受けました。これらの被害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、地域の日も早い復旧をお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。

1項目めの「令和2年7月豪雨災害」今後の対応について。

まず、1点目の指定避難所での新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期すことができたのでしょうか、お伺いします。

今回の7月豪雨、台風10号で、本町においても避難所を開設いたしました。梅雨に入る前、避難所を開設した場合、今年は避難所で新型コロナウイルス感染対策をどうするか当然課題になったと思います。避難者が多く集まれば、3密状態になるおそれがあります。国は、4月上旬、各県に対して、災害時に人の過密を防ぐため、多くの避難所を開くことや、親戚・友人宅の避難を取り入れること等の対応を検討するよう要請したとのこと。

これを受け、県は市町村職員を対象に5月13日会議を開催したと報道されました。今までにない仕事として、受付で検温や問診を行い、また間仕切りを使うなど、人との密接を避ける工夫と手順も示し、確認したとのことですが、本町避難所においてもマニュアルどおりにできたか、また問題点は生じなかったのか伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 松本議員の質問にお答えいたします。

指定避難所での新型コロナウイルス感染症対策としましては、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生管理の徹底、可能な限り多くの避難所開設の選定、専用スペースの確保、間仕切り等の使用、保健師の待機・巡回等連絡体制の確保に努めました。また、避難所が過密状態になることを防ぐため、親戚や友人の家等への避難の周知、非常持ち出し品の見直し等、準備を周知することを町報にて行いました。

多くの避難所では、避難者が少なく、十分に間隔を取り、密を避けることができたと考えておりますが、避難者が多く訪れましたメルサンホールでは、避難所担当者が避難所滞在スペースを工夫いたしまして運営を行ったと報告を受けております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 7月豪雨を受けて、本町防災会議開催結果状況が7月30日のNHKのローカルニュースで放送されましたが、本町に特色のある取組が評価されたのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 今回、コロナ対策ということで、初めての取組でございましたので、避難所の担当者を集めて、問題点の洗い出しということで会議を開いたところでございます。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） その結果が今度は台風10号の避難所の開設に役立ったのでしょうか。八幡は思いがけず何か多かったようですけども、かなりの密度、3密だったように思われますが。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 今回の10号での八幡小学校での避難者、38世帯56名でございます。談話室を基本に避難をしてございましたけれども、密を避けるために、その奥の特別教室も使うということで、3密については回避ができたというふうに考えております。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 私もあの場所に行きましたけれども、とても3密を避けたような状況ではなかったと思います。

では、続いて2点目に入ります。各地区における指定避難所の増設や緊急避難場所の新設等の見直し、また緊急避難場所として民間の頑丈な建物、施設保有者との利用協定等の体制についてお伺いし

たいと思います。

現在、本町では、指定避難所は12か所、指定緊急避難場所は12か所が設定されております。今回の豪雨で県内での避難者は避難指示対象者の2.6%にとどまり、新型コロナウイルス感染防止対策で親戚や友人宅への分散避難を呼びかけていたので、多いか少ないかは何とも言えないとのことでした。

7月7日深夜、湯平温泉街から一家4人の車2台が通行中、増水した花合野川に流されました。1.5キロ離れた避難所の湯平地区公民館か市役所庄内庁舎に向かった途中だったらしいとの推測です。大雨の最中、夜間での移動は高いリスクがあったと思います。もう少し近い場所に緊急避難場所があったら、命を落とすことはなかったのでしょうか。一昨日、行方不明者最後の方が発見されましたことには、とても安堵いたしております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策やこのような現状を踏まえた場合、各地区における指定避難所の増設や指定緊急避難場所の見直しをすべきと思いますが、お伺いします。また、地域内における民間の頑丈な建物や施設保有者との利用協定を使い使用できないか。また、そのような調査等を考えたことがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 質問にお答えいたします。

まず、指定避難所と指定緊急避難場所の違いについて説明をさせていただきます。

災害対策基本法では、指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、また、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、市町村長が指定をいたします。

指定緊急避難場所につきましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害などの現象の種類ごとに、安全性等の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定をするものでございます。

現在、指定避難所は12か所、指定緊急避難場所は12か所指定してございます。指定避難所の12か所は、指定緊急避難場所としても指定をされているところです。

現在のところ、避難所の増設や避難場所の新設等の見直しを行う予定はございません。また、民間の施設の利用等も考えてはおりません。

以上です。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 今回、10号台風は被害がなくて、7日の朝、解除されましたけれども、あれがもし被害があった場合には、八幡の場合、普通教室を使っておりました。たまたま月曜日は授業がなく、学校も臨時休業だったのですけれども、それが長引いたりした場合のことを考えてはなかったんじゃないかと思ひまして、その辺を深く追及したいと思います。

先日の6日、7日の台風10号では、多くの人々が避難所に避難しました。佐伯市では定員を半数から3分の1に設定していたため、定員オーバーの避難所が発生、そのため早急に佐伯文化会館など施

設を17か所開設いたしました。本町は定員設定をしているのでしょうか。先ほど新設の考えはないと言いましたけれども、1か所何人ぐらい入るという設定をしているのでしょうか。

また、中津市では、新型コロナウイルスの感染防止に対応した避難所の開設・運営基準を定め、大規模災害時にはダイハツ九州アリーナを避難所に追加したそうです。本町においても、玖珠美山高校や玖珠星翔中学校、また民間業者の駐車場や倉庫もあると思います。調査する考えはありませんとおっしゃいましたけれども、また県下でのこのような例はないのでしょうか。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 松本議員の指摘の県下でのということでございますが、その辺りについては資料を持ち合わせておりません。

避難所の定員ということでお尋ねでございます。八幡小学校につきましては、コロナの問題が発生する前でございますけれども、2平米に1人という計算で500人の収容を想定しておりました。今回につきましては、4平米に1人というようなことで250人は収容できるというふうに考えております。以上です。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） それは体育館のことであって、今回避難したのは校舎のほうでしたので、ちょっと違うんじゃないかと思います。

8日の夜、ローカルニュースで県知事が、今回の避難場所の不足に対して、20か所で足りないなら30か所でも40か所でも避難所の新設など見直すようにというようなコメントのニュースを見ました。見直しの方向で検討していただきたいと思いますが、町長、御意見をお伺いします。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） おはようございます。お答えを申し上げます。

確かに正直なところを申し上げますと、今まで玖珠町が避難所を開設して対応するという形は、台風等、集中豪雨が予想される形で、長くて一晩泊まれば、翌朝には状況を見て皆さんは御自宅のほうに帰られるという、こういった程度と言っては語弊がございますが、その規模の避難対応でございました。

しかしながら、昨今、全国・世界的に甚大な被害が出るような大きな災害が発生をしております。そういった意味では、柔軟な対応というのは当然必要になってこようかと思っております。今回の玖珠町が受けた災害を教訓に、数々の見直しをすべきところがございますので、その中の一つとして、避難所の定員制をやはりしっかり確認をすると。同時に、来年から稼働を予定しておりますデジタル化によって、即座に、この避難所は何人ぐらい今入っているんだという情報を与えられるような形、そして、それを見ながら、ほかのほうに動こうとかいうようなサービスまで含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

担当課長からは、現段階ではそういった見直しの予定はしていないということでございますが、この秋にもまた台風が来るかもしれませんので、早急にそういった方向で定員制、そしてまた不足するのであれば、協力してくださる施設等も含めて検討してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 続いて、3点目の被災ごみや土砂等仮置場は町有地等利用して各地区ごとに確保すべきではないかとお伺いします。

7月豪雨において本町は、土砂等は豊後玖珠家畜市場に、一般家屋被災ごみは相の迫モラロジー跡地と玖珠清掃センターに持ち込み処理したとの報告を受け、今回は量的には大量であったと思いますが、対応の早さなどは評価したいと思います。

例えば、毎日のように放送されましたけれども、天ヶ瀬温泉街のように多くの家屋が被災した場合、大量の被災ごみが発生しました。また、先日の豪雨で被災した人吉市をはじめ多くの自治体で、被災ごみの集積場所がなく、遠距離だったため、一回行くのに時間がかかり、トラックの長蛇の列ができ、搬出に大変苦労した様子があちこちで報道されました。

本町においても、多くの家屋の浸水や倒壊により被災ごみが大量に発生した場合、今回の3か所では中心部より距離的にも遠く、大変混雑が予想されるのではないのでしょうか。町内には町有地が各地区にあると思いますが、ごみは悪臭など放つため、仮置場を設定するのも大変難しいと思います。ある程度の分別を行い、持ち運ぶようにしたらどうでしょうか。

また、各地区で町有地がない場合、私有地を借り上げ、仮置場を確保するべきと思いますが、一時仮置場を各地区に確保するようなお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 穴井住民課長。

○住民課長（穴井陸明君） 被災ごみ等の仮置場についてお答えします。

まず、今回の7月豪雨の対応につきまして御説明いたします。

災害時の発生直後での被災状況の把握は難しく、今回、これまでに経験のない災害が発生いたしました。そのような中、町有地を中心に仮置場の適地を選定したところであります。災害ごみの件数、全体量が把握できない中、町の責任で処分しなければならない一般廃棄物をできる限り分別して受け入れることが、復旧の早道でもあります。

今回、被災地から遠い旧モラロジー研究所を仮置場といたしました。被災者の皆様には大変申し訳ないと思いましたが、被災地の近場での選定は困難な状況でした。今回の仮置場は27アール（2反7畝）でありました。7月9日からの受入れで、その1週間後にはパンク寸前という状況になり、7月17日から業者による仮置場からの搬出を開始いたしました。

災害ごみの分別を手作業で行うことの限界を痛感するとともに、玖珠・九重両町に及ぶ災害発生時には、多量の災害ごみを玖珠清掃センターに直接持ち込むことは、町民皆様方の日常のごみ収集をストップする等影響が出てきます。

災害時には、広い仮置場、今回の2倍の被災であれば50アール（5反）以上の土地を確保する必要があるのではないかということが分かりました。今回の経験を踏まえまして、被災者の負担軽減につながる災害ごみ対策マニュアルを作成したいと考えております。その中で、複数の仮置場の候補地等

を検討し、迅速な対応が可能となる体制づくりを行いたいと思います。

これまでは被災家屋等の片づけごみの対応でしたが、今後は半壊以上の罹災家屋等の所有者が希望する場合、公費解体を行わなければなりません。その場合、1家屋当たり117トンの災害ごみが発生すると言われていています。その解体ごみも仮置場に置く必要があります。その適地も旧モラロジー研究所と考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

土砂につきましても同じく、どの程度の災害土砂が搬入されるのかは不明であり、できる限り近場で施錠管理のできる場所として、豊後玖珠家畜市場の敷地をお借りし対応しました。8月25日に約20トンの災害土砂の処分を完了したところであります。その間、全農大分県本部には大変御迷惑をおかけしました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 続いて、4点目の八幡地区指定避難所、今、八幡小学校ですけれども、すみません、これには旧八幡中学校と書いてあります。その変更の検討状況はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

今回の豪雨では、7月6日に2世帯、7日に2世帯の方々が避難されたと思っております。私も2日間現場を訪ねてみました。明るいうちに御近所の方は、避難を呼びかけましたら避難しようと答えてくれた方もいらっしゃいます。そのときの状況ですが、小学校の体育館は、太田川のすぐそばにあり、護岸より低い位置にあり、校舎とグラウンドは体育館より1メートル高い位置にあります。当日、雨が小降りになった頃、志津里橋を渡って行きました。堤防の50センチくらい下まで水位が上がっていたと思います。

また、旧道では、中組川が太田川に合流する地点での水位が上がり、夜でしたら通行するには大変恐ろしい状況でした。数年前、この付近の太田川の護岸整備が終わり、その以前は道路が冠水して幾度となく通行不能になったと聞いております。

八幡地区においては、八幡小学校1か所が指定避難所と緊急指定避難場所とを兼ねております。地区内において、遠いところは二、三キロの距離があり、移動のリスクは大変大きいものがあります。八幡地区においては、他に町有地もなく、地形的にも難しいと思いますが、今の検討状況をお願いいたします。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 先ほど町長の発言にもございましたけれども、今後の検討課題はあろうかと思えます。

しかし、八幡地区の避難所につきましては、担当者からも特に問題ないという報告を受けておりますので、現段階での指定変更の状況ではございません。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） それでは、1項目めの私なりの反省というんですか、提案として、今後また検討の課題の一例に挙げていただきたいのですが、7月の豪雨はもう七、八年前から毎年のように



発生しております。これに加え台風ゲリラ豪雨も起こっております。八幡地区の町民の避難状況を見ますと、先ほど申し上げましたように9月6日は56の方が避難をいたしております。今後、増加することは間違いありません。

八幡地区は、先ほど申し上げましたように指定避難所と緊急指定避難場所を兼ねております。1か所しかありません。聞くとところによりますと古後も1か所です。提案ですが、八幡自治会館は土砂災害警戒区域にあり、公有地は旧八幡小学校と旧八幡幼稚園の跡地しかないと思います。旧八幡幼稚園跡も自治会館も同様、土砂災害警戒区域に位置しております。旧八幡小学校跡地しかありません。旧八幡小学校跡地を指定避難所に変更してほしいと思っております。

また、分散の方法として、例えば県営工業団地の整備区——あの反対側ですね——を緊急指定避難場所として使用したらどうでしょうか。また、民間の堅固な頑丈な建物保有者に依頼して協定を結んで避難場所の確保をしてほしいと思います。

続いて、2項目めの鳥獣による農林業被害防止対策として、まず1点目、平成19年12月に制定されました鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置法に基づく本町における被害防止計画の進捗状況についてお伺いします。

現在、玖珠町鳥獣被害対策協議会が平成24年9月4日に発足され、今日まで鳥獣被害対策に関して日夜尽力され、防護対策、捕獲対策、集落環境対策の3本柱で事業推進をされております。防護対策としては、38キロ以上にわたる鉄線柵の設置、捕獲対策としては、平成26年度以降、毎年、イノシシ、鹿、タヌキ、アライグマ等、小動物など年間約3,000頭が捕獲され、農林業を営む方々から大変感謝をされております。玖珠町猟友会会長さんをはじめ各関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私の住む山下地区においても、3自治区合同による鉄線柵を約7キロにわたり設置しております。しかしながら、最近のイノシシ、鹿等は、慣れたこともあり、鉄線柵や電気柵をかいくぐり、農地等を荒らし、農林業被害も後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、被害防止計画の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

まず、鳥獣被害防止計画につきましては、鳥獣の捕獲、被害防除、生息環境管理等の被害防止策を総合的に計画的に定めたものでございます。

玖珠町におきましても、鳥獣被害防止総合対策事業を行うため、平成20年度から3年ごとの鳥獣被害防止計画を策定しまして、現在は令和2年度から令和4年度までの3か年の計画に基づき執行しております。計画期間終了年度の翌年度には事業効果と評価を行うこととなっております。

前回の計画期間が終わりました令和元年度までの評価といたしましては、まず捕獲対策では、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業によりまして、箱わななど捕獲機材の導入や、大型捕獲装置、ド

ロップネットやA I ゲート式の大型囲いわなを生息密度が高い地域で活用したことなどによりまして、先ほど議員も言われておりましたけれども、捕獲頭数の増加につながっております。

また、もう一方の防護対策では、鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業によりまして、鳥獣防護柵の設置を推進し、同時に、鳥獣防護柵を設置した地域を中心に鳥獣被害対策の研修会を実施いたしまして、防護柵の適切な管理が進められ、鳥獣被害全体の被害額は減少となっているところでございます。

また、平成27年度から令和元年度における被害の軽減目標の達成状況を鳥獣ごとに検証したところ、小動物の被害額は増加をしているものの、全体的には被害額等でおおむね目標達成ができている状況でございます。

町といたしましては、引き続き鳥獣被害防止計画に基づきまして、被害防止策や集落に対する地域の環境づくりを推進する取組を行ってまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議 長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 続いて、2項目めの特別措置法が10年経過した今日、延長があるかどうか、また、今後の金網防護柵の拡大の目標や取組についてでございます。

今、課長から返答がありましたように、措置法が10年経過し、令和元年で終わったということでございます。特別措置法は、その後、令和2年から4年の3か年ということで延長があったということですが、再延長ということも今あるようなことをおっしゃいました。本措置法の今後の見通しや、今後、鉄線柵や電気柵で鳥獣防止対策の補助事業を実施していくのか。

先日、新聞に載っておりました。大分県は鳥獣被害について6年連続減少。2019年度、鹿2万949頭、イノシシ3万1,170頭。1,858頭増え、2年連続で前年を上回ったとのことでした。今まで農地の防護柵の拡大など、評価しております。本町においても防護対策に取り組んでいくと思われませんが、その目標は、今、課長が言いましたので、これはいいと思います。

私の山下地区で実施した区域は、県道や町道が集落の中央を走り、鉄線柵は外輪部周辺に設置しております。区域内を封鎖できませんので、そのため、道路を利用して集落内にイノシシや鹿、タヌキ、アライグマ等出現して農地を荒らしている現状です。

その対策として、重複になりますが、集積農地単位で電気柵を設置することで、より防護効果が大きいと思われれます。昨年度、八幡・北山田地区を中心にアライグマが30頭以上捕獲されたというような記事も見ました。アライグマやタヌキ等捕獲対策を今後実施していくのか。

また、電気柵による補助制度ですが、家庭菜園や道の駅に出荷されている方、またはAコープ直販所に出荷されている農家の方など、面積の狭い方もいらっしゃいます。その方たちに小動物の被害が後を絶ちませんというお話を聞きました。電気柵は農地が対象で、基準メートル数で決められていますが、このような畑や家庭菜園など対象にできないのでしょうか。そして、電気柵補助制度はまだ続けられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） 今、質問が幾つかあったと思いますので、まとめて答弁をしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

まず、特措法が10年経過した今日、延長があるかどうか。その点から話をしたいと思います。

農林漁業者の高齢化や狩猟者が減少していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組む体制づくりを早急に構築する目的で、平成19年12月に鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法が制定をされました。また、平成24年3月には、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進等を図るため、法の一部が改正をされまして、さらに平成28年12月にも、鳥獣被害対策実施隊の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食肉等としての利用の促進等を図るための法改正が行われております。

鳥獣被害特別措置法につきましては、延長されるか現時点では明確ではございませんが、打ち切られるというような情報は入っておりませんので、今後も県との情報共有を密にしながら、引き続き被害防止対策を継続、強化したいというふうに考えております。

それと、あと鉄線柵などの侵入防止柵について、目標ということでありましたので、令和2年度から令和4年度までの玖珠町の被害防止計画の中で、年間に電気柵については1万9,000メートル、鉄線柵については8,500メートルを整備する計画としております。今後もそういった侵入防止柵、事業の未実施の地域とか、鉄線柵をまだちょっと延長させてほしいというような御要望がありましたら、また農林課のほうに御相談をお願いしたいというふうに思っております。

それと、あとアライグマについても、アライグマにつきましては八幡地区とか北山田地区とかで捕獲数が増加をしております。繁殖力が特に高いので、生態系への影響、さらに感染症による人的被害、農作物被害など影響が考えられますので、早期に防ぐ目的から、玖珠町独自の取組として、平成30年度より玖珠町鳥獣被害対策実施隊の活動としまして、アライグマの捕獲を重点に掲げて、また県よりアライグマ専用の箱わな、ラクーンキューブというものを2基導入いたしまして、小型箱わなと併せて捕獲対策を強化しておるところでございます。

それともう一点、電気柵が200メートル以下でということでございますが、電気柵の設置につきましては、農家の水田や畑に対しまして、イノシシ、鹿による農作物被害を軽減するため、鳥獣被害防止対策事業というのを、これは県が3分の1以内、町が3分の1以上、地元が3分の1の負担割合で資材費の助成を今行っております。当事業の補助対象基準としましては、イノシシ・鹿の電気柵資材費のみについては、面積の要件の明記はございませんけれども、電気柵の延長は200メートル以上というふうになっております。

したがって、町としては、現在のところ200メートル以下の電気柵の助成は行っておりません。ただし、担当が現地に出向きまして、創意工夫というか、地権者の人と知恵を出しながら、どうかして200メートルにならんやろうかというような、そういった御相談は、隣接に農地があれば一体的に200メートル張るというふうなこともできますので、個別にその辺は対応していきたいというふう

に思っております。

それでも200メートル以下になっているところがございます。それにつきましては、大分県農業共済組合におきまして、水稻共済の加入者で、水田に張ることを条件といたしまして、購入費の総額を対象経費とし、30%を控除する電気柵などの助成事業が行われておりますので、条件を満たす農家の方々には、共済組合の事業を現在一緒にもう町のほうも御紹介をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） それでは、2項目めの最後、3点目の金網防護柵管理対策として、管理隊を設置し「やぎ」による草刈り省力化、小型無人機（ドローン）による除草剤散布等の活用導入の取組はできないかということについて、お伺いしたいと思います。

この鉄線柵は14年、電気柵は8年であり、地元で維持管理を行っていただくことになっているということは承知いたしております。しかしながら、集落内では、先ほども課長がおっしゃられましたように高齢化が進んで、草刈り作業や修理・修繕などができない集落が増えていると思います。玖珠町鳥獣被害対策協議会の中で、平成26年度より始まった玖珠町鳥獣被害対策実施隊の活動があります。大変大きな成果を生んでいるようでございます。

当時、大分県の作成した「鳥獣被害から農林産物を守る」という指導冊子の中の一番終わりに「人が草刈りできないなら牛に食べてもらいましょう」とかいう欄がありました。牛の放牧により耕作放棄地をなくし、鉄線柵の周囲の草を食べさせて管理させてはどうかという提案です。私もいいと思いました。

しかし、牛は大きいと、誰でも使えるということはありません。牛の代わりに、昔は結構飼っていた家があるということですが、ヤギによる草刈り省力化の事業はできないでしょうか。昔から、ヤギは急な坂道でも畦畔でも楽に移動ができ、草だけで年中生活できます。

また、小型無人機（ドローン）を活用して鉄線柵周辺に除草剤を散布して草を刈らすことはできないでしょうか。大分県はドローンの導入に大変力を入れております。県内各自治体で実用化に向けた実験の様子がたびたびテレビ等で報道されております、（仮称）鳥獣防護柵管理隊なるものを立ち上げることはできないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

まず、ヤギによる草刈り省力化ということでございます。

町では、平成22年度と平成23年度に町内2か所、西地区と萩ヶ原地区でございましたけれども、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業の中で、家畜を活用した緩衝帯の設置として、ヤギ1頭による草刈り作業の省力化の実証を行った経緯があります。これについては、一定の効果は見られましたが、ヤギの哺育管理等の課題があったことから、普及までには至らなかった経過がございます。課題解決が見込める方からなどの要望があれば、再検討の余地はあるかなというふうに考えております。

次に、管理隊につきましては、玖珠町では平成23年度から役場の担当職員3名、猟友会より8名、合計11名で玖珠町鳥獣被害対策実施隊というのを組織しております。対象鳥獣の捕獲、被害防止技術等の向上及び普及指導、生息状況及び被害発生時期の調査、その他被害防止施策の活動に取り組んでおられます。

また、防護柵を設置する地区に対しましては、先ほど議員も言われておりましたけれども、町と鳥獣防護柵の貸借及び維持管理契約を締結いたしまして、維持管理を14年間として鉄線柵の効果的な設置と適正管理を地元と約束をしていただいております。

議員御提案の管理隊は、実施隊と考えていただき、頂戴いたしました新しい御提案を含めまして、実施隊の中で研究することが可能か、また関係会議で協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 今、ヤギについては2か所で実施したということですがけれども、毎年、和牛畜産農家も高齢化となり、畜産をやめる農家が増えております。しかし、今までの畜舎はそのまま残っております。高齢者の方にヤギを飼育してもらいリースで貸し出す新しい事業の取組の提案です。

ヤギ飼育場で心配されるのは冬場の草の確保ですが、畜産農家なら調達ができると思います。全国的にも、農業新聞に載っておりますけれども、実施している自治体もあるようでございます。調査研究してほしいと思います。これは研究してください。

次は、続いて3点目の特殊詐欺等被害防止大分県条例の実施に伴う制度の啓発、周知や、特殊詐欺の電話を防止するため、自動警告録音機能つき固定電話の購入補助制度についてお尋ねします。

大分県警察は、平成27年度以降、県内高齢者1,500世帯に無償貸与しました。これまで設置世帯から詐欺被害は発生しておりません。この自動警告録音機能つき固定電話購入補助制度事業は、県と県内18市町村が今年度から始め、高齢者向けに2,000台の予算を確保しましたが、7月末日現在255台と低調、県は制度の周知の不足が原因と見ているという新聞記事を読みました。

電気店で購入し、1万円を限度として3分の2の補助を行います。電気店でパンフレットを見ましたら、安いものは六、七千円から、高いもので2万、3万というのもございました。

特殊詐欺の被害者の約半数は65歳以上の高齢者です。県下の被害状況は、平成27年度、226件、4億3,455万円、その後4年間の平均は200件、約2億円以上、玖珠管内の状況は、平成27年度、7件、1,540万円、28年度、6件、1,145万円、29年度、4件、1,446万円、30年度、2件、55万円、令和元年度、1件、130万円の被害額になっているようです。

本町の取組も広報くす6月号に掲載されておりました。8月1日には全戸に周知チラシが配布されておりました。やはり、このような取組は、県も主体かもしれませんが、各市町村が熱心に取り組む必要があると思われませんが、本町における取組状況などのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） お答えいたします。

近年、高齢者を対象といたしました電話による特殊詐欺被害が多数発生をしております。

こうした被害を防ぐために、特殊詐欺防止機能つき電話機の購入に対して、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、県と町で連携をいたしまして購入費の3分の2、上限1万円ということで補助する制度を今年度から取組をしております。

特殊詐欺防止機能つき電話につきまして説明をさせていただきます。

機種によって機能は若干異なりますけれども、着信に対し、「この電話は迷惑電話防止のために録音されます」と警告をしてくれます。また、電話が鳴っているときに「迷惑電話の可能性があります。御注意してください」と注意喚起をしてくれます。通話内容につきましては、自動録音されることになっております。特殊詐欺を防ぐ手段として大変有効であるために、広報くす6月号にて周知をしたところです。申請件数は現在4件で、今後もさらなる周知をしまいたいというふうを考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 玖珠警察署にお伺いしましたら、貸し出す録音機だけ、後づけのは20台がありまして、それはもう全部出ておりまして、毎年更新をするとのことでした。今、若い方は携帯電話等が普及されまして、留守番をしているお年寄りが被害に遭わないためにも、ぜひともお願いしたいと思います。

子や孫が申請した場合は対象外とのこと。反対に、子や孫により周知、理解させ、親と協力して申請するようにしたほうが、利用向上になるのではないのでしょうか。離れた家族の場合、子や孫が、詐欺に遭わないように親にプレゼントするなど、親とのコミュニケーションが少ない現在、柔軟な対応が必要と思われそうですが、いかがでしょうか、町長、お伺いします。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長、自席で。

○町 長（宿利政和君） いいですか。自席から失礼いたします。

今、担当課長から言いましたように、一応予算的には10台分、10件分準備をし、4件について手が挙がっているということで、1つは、まだまだそういった周知ができてない部分もあるのかなと思うのと同時に、3分の2の補助で上限が1万円ということで、高齢のお宅の独居の方が、何かそこまでせんでいいわと思われる方もいらっしゃるかと思いますので、これはもうそういった被害を防ぐことが一番の目標でございますので、別居しておる御家族の方、関係者の方々にも御協力いただけるような呼びかけ等はしてまいりたいというふうに思っているところでございます。いずれにしても、そういった被害に遭わないような検討はしてまいりたいと思っております。

○議 長（石井龍文君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） それでは、もう最後になりますけれども、台風10号が去り、強風により被害等が各地区放送されました。本町においては大きな被害もなかったようでございます。

しかし、農作物においては、アキウンカの大発生により、水稻に大きな被害が懸念されます。今後は、台風シーズンに入り、あらゆる面で厳重な警戒が必要です。

特に、この秋に向けて、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染の第2波か3波の同時流行が予想されます。経済活動の停滞で、多くの地域で打撃を受けています。経済活動とコロナ感染拡大防止対策の両立を進める中、また、ワクチン接種は年明けぐらいから全国民にできるようなことを言っておりましたが、当てにはなりません。

最近、国民の間では、気の緩みが出ていると実感します。初心に戻り、手洗い消毒、マスク着用、そして3密な行動は避け、一人一人が責任ある行動を取っていかなければなりません。そのためにも町行政は、あらゆる手法を用いて感染拡大防止対策に頑張ってもらいたいと思います。

町民の安全・安心な生活が一日でも早く戻るよう、そして一日も早い新型コロナ感染の終息を願って、質問を終わります。

○議長（石井龍文君） 7番松本真由美君の質問を終わります。

次の質問者は、6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 皆さん、こんにちは。議席番号6番小幡です。

一般質問の機会をいただきましたので、議長の許可をいただきまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

まず、読書活動の推進に向けてです。

過去の一般質問の中で、わらべの館の児童図書室を本館、中央公民館の図書室を分館として図書管理システムと移動図書館車で双方をつなぐことにより一体的なサービスを行う玖珠町公共図書館として運用をしていくとのことでしたが、その後の進捗を伺います。また、図書費の増額についても、図書内容の充実に向けて今後も努力してまいりますと答弁をいただいていますので、増額をされたのか。2点併せて伺います。

○議長（石井龍文君） 吉野わらべの館館長。

○わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（吉野弥也子君） それでは、まず、わらべの館とメルサンを管理システムでつなぐ計画についての御報告です。

現在、玖珠町公共図書館基本計画、これはあくまでも仮称ではございますが、玖珠町にふさわしい図書館像がどのようなものであるかというのをまず明確にした後に実施していくというように計画としては考えております。現在、関係課と協議しながら基本計画の策定を進めているところでございます。

そして、もう一点、蔵書も図書費の増額についてです。わらべの館としましては、平成30年が181万円、当初予算の金額でした。令和2年度が205万7,000円と若干増えております。中央公民館につきましては、年間18万ということで、増額はないという状況であります。必要な経費について今後も要求のほうはしていく予定でございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 平成30年から2年越しで読書活動の推進に向けて質問してきましたけれども、少しずつ進捗が出ているというようには見受けられます。

現在、新型コロナウイルス感染症対応として地方創生臨時交付金が配分をされていますが、活用事例の中で、図書館パワーアップ事業として、図書館の蔵書を増やし、蔵書情報のオンライン化やインターネットで予約、郵送による貸し出し等、読書環境の充実に向けた取組に充当できる交付金がついています。文科省へ確認をしたところ、図書館だけではなく、図書室などの社会教育施設も該当するとのことでしたが、本町で活用する考えはないのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 吉野わらべの館館長。

○わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（吉野弥也子君） 地方創生臨時交付金については、承知しております。現在、教育委員会などで、電子図書館ということで内容のほうを詰めながら、関係課と実現可能であるかということについて協議をしているところでございます。結論が出次第、また報告させていただきたいと思えます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 電子図書館の実装ということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

現在、玖珠町子どもの読書活動推進計画は、平成29年までが計画期間となっていますが、更新の考えはあるのか。また、読書条例や図書館条例を策定し、継続的、体系的に推進していく考えがあるのか、伺います。

○議 長（石井龍文君） 吉野わらべの館館長。

○わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（吉野弥也子君） まず、玖珠町子どもの読書活動推進計画についてお答えいたします。

御案内のとおり、平成29年度で本町で策定いたしました計画は期間が終了いたしております。見直しが当然必要となっておりますが、上位計画となる大分県子ども読書活動推進計画の改定が本年3月にずれ込んだことから、本町の計画改定も遅れております。県の計画を踏襲した上で、早急に次期計画をお示ししたいというふうに考えております。

そして、条例制定等についてのお答えです。

図書館条例とは、生涯学習における学習拠点を地方公共団体が保障することの宣言というふう言われております。以前の一般質問の中でも回答しましたが、現在、公共図書館が設置されていない市町村は大分県下で2町村となっていることや、公立図書館という位置づけは全町的に読書活動を進める上で非常に重要であることから、先ほど述べました玖珠町公共図書館基本計画（仮称）の中で、童話の里玖珠町にふさわしい図書館像を定め、総合教育審議会等の同意を得た上で、条例化について議会にお諮りしたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。



○6 番（小幡幸範君） ぜひ本町でも読書活動の推進に向け、できることから取り組んでいただきたいと思います。

次に、社会教育基本計画の策定についてです。

本年度は計画の策定年度であります。新型コロナウイルスの影響により様々な社会教育活動が自粛となっており、関係団体においては不安やモチベーションの低下につながっているのではないかと心配をしているところです。

今後も新型コロナウイルスの脅威が残る中、次期計画ではどのようなことを新しく取り組んでいくのか。また、生涯学習についてもどのような支援をしていくのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（秋好英信君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

社会教育法第2条におきまして、社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）と定義をされております。

平成27年に策定しました社会教育基本計画におきましては、3つの柱、1点目、人づくり、生きがいを育む社会教育の推進、2点目、体づくり、心と体の調和を図る社会体育の充実、3点目、心づくり、郷土の文化・歴史の学習、芸術創造力の育成という基本目標を掲げております。本年は、6年計画の最終年に当たります第6次玖珠町総合計画が現在調整中でございますので、そちらとの整合性を図りながら社会教育委員会等での審議を踏まえて準備を進めているところでございます。

次期計画に当たりましては、基本方針が大きく変わるものではございませんが、玖珠町の特性を生かしながら、少子高齢化、人口減少における人材の育成、人材の確保、地域活動の低下など、地域課題が山積をしております。地方創生を意識しながら策定する必要があると捉えております。

一方で、コロナ禍における事業の在り方、見直しが求められています。時勢に適応したリモート対応やITの活用など、町民のニーズに沿った社会教育活動や学習支援も検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） コロナウイルスの環境下において、社会教育活動が停滞することのないよう対策を講じながら前向きに取り組んでいただきたいと思います。

3月議会の一般質問で触れましたが、平成30年に中央教育審議会から答申が出ており、開かれ、つながらる社会教育の実現や、社会教育施設をまちづくりや観光など行政分野との一体的な取組の推進が掲げられていますが、新しい計画へ反映する考えはあるのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（秋好英信君） お答えします。

社会教育の意義と果たす役割につきましては、先ほど述べたとおりでございますが、人づくり、つながりづくり、地域づくり等が中央教育審議会等で答申されております。

引き続き、昨日、河島議員の中でも答弁いたしました、教育ネットワークというシステムがございます。地域と学校の連携をはじめ、社会教育施設の事業と福祉やまちづくり部門、観光部門等の行政分野の社会教育に関する事業を一体的に推進することで、社会教育全体が活性化できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 社会教育の意義と今後の果たすべき役割について取り上げた極めて重要な国の答申ですので、本町としても検討していただきたいと思っております。

次に、ホームページの更新、運営についてです。

ホームページの更新については、過去、細井議員の一般質問で指摘があり、その後は更新が行われてきましたが、今年に入り、新型コロナウイルスや7月豪雨の影響と考えられますが、更新が一部滞っているようです。具体的には、お知らせカレンダーが3月以降更新されていないことやイベント情報の中止や規模縮小といった更新がなされていない状況です。

そこで確認ですが、緊急時における更新業務は適切に実施をできているのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 本年の2月のコロナウイルスの発生以降、早急な情報発信対策といたしまして、ホームページを重点的に感染防止対策、各種施設の休館でありますとか、その他経済活性化対策等のお知らせに努めてきたところではございます。

このような情報につきましては、日々更新、変更、追加等をされまして、また関係機関のお知らせについてもリンクを張るなどしてお知らせをするという作業は行ってきたところではございますけれども、議員がおっしゃられますように、一部情報の更新が停滞した部分はあったのは事実でございますので、今回、コロナ、それから7月豪雨等、通常の業務以上のことが起きたときに、通常のをどうやって更新していくかということについては、真摯に反省をして、今後どういったことが可能かということを真剣に、新しいホームページを制作するに当たり検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） ホームページの更新が日常業務の一環であるといった意識が職員になれば、幾ら新しいホームページをつくる、CMSで簡単に誰でも更新が行えるという状況をつくっても、緊急のときには日常業務が優先され、ページの更新はやはり後回しになるのではないかと考えられます。

過去の答弁でガイドラインをつくるということでしたが、町報の発行に合わせて定期更新日を設けることや緊急時の対応など検討はできているのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 今回のリニューアルに合わせまして、玖珠町ホームページ運用規程を、仮称ではございますが、作成いたしまして、ホームページがそもそもどういった目的が必要であるのかといったことや管理運営体制を明確化いたしまして、住民サービスの業務の一つとしての位置づけを全職員が共通の認識を持つように、そういった規定を設けていきたいというふうに考えております。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 来年度からホームページがリニューアルをされ、レスポンシブルウェブデザインへの対応であったり、アクセシビリティの向上によって、アクセス数も増えるのではないかと思います。しっかり更新を行い、正確な情報を住民に伝えることが大切です。

そこで、更新の流れについて確認をしますが、現在、サイト全体の管理統括は総務課が行い、個々のページは各部署の担当が更新を行い、その後、総務課が承認を行っていますが、リニューアルをしても今と変わらない管理運営体制なのでしょうか、伺います。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 今、議員からも御指摘がございましたけれども、昨日の答弁でもお答えいたしましたように、各課1台のインターネットパソコンでしか今更新ができませんので、更新をした内容については、プリントアウトをいたしまして、紙ベースで決裁印を取って回るといった作業になってございます。

新しいシステムになりましたら、ウェブ上で決裁・承認まで可能になります。いわゆる電子決裁が可能になりますので、これまで以上にスムーズな更新が可能になるというふうに考えております。

しかしながら、きちっとチェックができなければ意味がございませんので、ここら辺の規定、先ほど申しましたホームページ運用規程等においても、この決裁についてもしっかり規定をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 今後、更新の遅れが発生しないよう、各部署とも意識を共有して対応していただきたいと思います。

次に、ITを活用した施策についてです。

新型コロナウイルスの影響もあり、リモートで作業を行う環境整備が求められています。

そのような中、国の2次補正予算で地方創生臨時交付金が2兆円分配分をされることになっていますが、本町における使い道はどのようなことを考えているのか伺います。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金は、感染拡大防止や事業継続等への対応分と、さらに新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化などへの対応分、この2つの要素により地方創生を図ることを目的に交付されるものであります。

今回、そのうちの新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化などへの対応分を活用しまして、国が示すまち・ひと・しごと創生総合戦略2020年の柱となります地域未来構想20を当町においても実現に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 基本的には、公金を活用していることであることから、町民なら誰もが利用できる事業に配分をすべきと考えますが、この中でデジタル化推進事業は住民に対してどのようなサービスを提供するのか。また、今後、経常的な経費が発生するのであれば、その財源やそれに伴う計画は検討されているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） デジタル化推進事業、具体的には、感染症にも経済危機にも対応できる地域をつくるために、デジタル技術の力を徹底的に活用することにあります。3密の回避や外出機会のコントロール、防災対策や新たな物流の形成などに対し、デジタル技術への投資を行うことで、玖珠町版の新しい生活様式を実現してまいりたいと思っております。

その実現のためにも、庁舎内での拾い出し、住民の皆様からの意見集約、ニーズの洗い出しを進めていき、一方、プロ人材の登用も積極的に進めるため、玖珠町進出企業でありますウェブコンサルティングにおいて十分な実績を持つ株式会社ティーアンドエスと連携協定を締結し、企業が持つノウハウなどの確な助言をいただく予定としているところであります。

また、基本アプリケーションの制作費用、3密回避のための会議、説明会などの電子上での情報発信を可能とする機材導入、簡易的な撮影環境の整備、そこで作成された動画の配信システムの作成、加えて、住民の皆様幅広く活用いただくためのスマホなどの端末導入、また光回線の普及も図るための周辺機器の購入に対しての助成を本議会の補正予算に計上しているところであります。

デジタル化推進事業は、当然、単年度で完結するものではありません。また、システム作成を行えば、経常的なランニング経費が発生してまいります。今年度につきましては、先ほどの臨時交付金を活用してまいります。次年度以降につきましては、地方創生推進交付金の活用を視野に入れながら、新たな国の事業等の情報に注視してまいりたいと思っております。

また、経常的なランニングコストに関しましても、外部からの投資推進をイメージし、玖珠町出身者で御家族を玖珠に残して都市圏で活躍されている皆様などのいわゆる関係人口の皆様からのふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進に精力的に取り組めるよう、PR手法にも研究を進めて実行していきたいと思っております。

新型コロナウイルスに関する動向は、まだまだ不透明なところがあります。今後の動向に注視しつつ、制作事業の検証、更新を重ねながら、現段階では事業計画期間を設けずに、継続的なデジタルシフトに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） デジタル化については、前向きに取り組んでいただきたいことではありますが、町内に住んでいる大半の方がスマートフォンやタブレット、パソコンを使えていない状況にあることから、IT技術の普及啓発を第一に取り組んでいただきたいと思います。

昨日、河野議員の一般質問で、本事業を随意契約で進めることについて、自治法上、当てはまる場合は随意契約ができるとの答弁でしたが、本事業は自治法のどこの規定に当てはまるのか伺います。

○議長（石井龍文君） 繁田政策法務課長。

○政策法務課長（繁田良一君） 小幡議員の質問にお答えいたします。

現時点では、事業の詳細、それに対する企業の利点など、十分な情報を精査しておりませんので、あくまでも一般論としてお答えさせていただきます。

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則でございます。随意契約は、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し、契約を締結する例外的な方法となっております。随意契約は、競争に付する手間を省略でき、信用、能力等のある業者を容易に選定できますが、運用を誤ると、不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうこととなります。

地方自治法施行令第167条の2第1項には、随意契約によることができる要件が示されており、これに該当する場合以外では随意契約ができないこととなっております。また、有利な価格によって契約を締結すべきということは、全ての契約の方式に通じて適用される不変の原則でございますので、随意契約でもできる限り競争の確保を念頭に置くことが必要と考えております。

しかし、競争性を確保できないやむを得ない理由がある場合は、慎重な判断の下、1社と締結することができるということになっております。

小幡議員の質問にお答えします。

該当する条文につきましては、地方自治法施行令第167条の2の1項に規定します1号から9号に該当すれば、随意契約は可能と考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） そのあたり、特に気をつけていただきたいと思います。

次に、サテライトオフィスの推進についてですが、昨年9月に、森中学校跡地を活用し、サテライトオフィスとして整備する予算が計上され、翌年度繰越しとなっていましたが、現状と今後どのような運用を行っていくのか伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） サテライトオフィスの推進としましては、旧森中学校を拠点とし、整備を進めてまいりました。空調関連工事が終了し、現在、株式会社ティーアンドエス玖珠支店の移転に向けて最終調整を行っている状況です。

株式会社ティーアンドエスは、業務を行うオフィスフロアに加え、幅広くIT人材の教育を行う機会の創設や先端技術の研究フロア等の整備構想も持たれております。世界のIT産業を動かすシリコ

ンバレーをイメージした日本版シリコンバレー構想というマクロな構想もあると聞き及んでいます。

そこで、今月ですが、IT化によるまちづくりの講演会を開くように計画しております。議員各位や商工会など町内団体の皆様にも来ていただくように考えております。ぜひ参加をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 順調に推移しているということで、安心をいたしました。関係する条例や要綱の整備も遅れることなく、お願いをしたいと思います。

今回のデジタル化推進事業の中に、動画撮影用サテライトスタジオの予算が別途計上されていますが、具体的にはどのようなことを実施するのか。地元事業者など専門家への相談を行ってきたのか伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

動画撮影用サテライトスタジオに関しましては、新型コロナウイルス禍における外出機会のコントロールの一環として、会議などの開催抑制を図ることを優先目的として設置するものでございます。

このスタジオは、行政に限らず、商工会、各地区コミュニティ、JAなどが恒例的に行っています説明会などに対して、説明内容を撮影、動画サイトに掲載し、アーカイブを作成することで、いつでも好きなときに説明内容を確認できる仕組みを構築するものです。

なお、この動画サイトにより、分かりやすく住民の皆様がたどり着くサイトシステム構築を並行して実施予定です。

そのほか、行政や各種団体からの様々なお知らせを動画で発信できる枠組みも作成し、情報のペーパーレス化の一翼も担っていく予定となっております。

スタジオと銘打っておりますが、旧森中学校の一室の簡易的な内装改装を行い、動画撮影機材、照明等を設置するのみで、専門技術を有するような機材整備等は考えておりません。

また、地元事業者等専門家への相談はということですが、動画サービスの構想につきましては、コロナ禍以前より総務課において情報収集を進めてきたこともあり、今回の新しい生活様式の確立において、その必要性も高まってきたことから、今議会での予算上程としているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 今回のデジタル化推進事業は、町民が内容を知らず、推進会議もこれからということで、住民があまり知らない状況で進んでいるように感じます。繰り返しになりますが、利用者である町民目線で身の丈に合った事業を考えていただきたいと思います。

次に、テレワークの促進に向けた支援策についてです。

新型コロナウイルス感染拡大により、テレワークの導入に向け、支援策を打ち出す自治体が増加を

しています。県内でも、竹田市や杵築市では、インターネットの環境の整備だけではなく、空き家の改修費を補助し、コワーキングスペースとして活用してもらうなど、移住を目的とした取組をスタートしています。

本町においても庁舎内外にわたりテレワークを推進していく考えはないのか伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

まず、テレワークとは、皆様もう御存じだと思いますが、在宅またはサテライトオフィス、モバイル端末等において遠隔地から就業をすることでありますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響や働き方改革の推進もあり、注目は日々高まってきているところでもあります。

玖珠町内の事業所においては、テレワークが実施できる事業所、職務内容を鑑みますと、可能な分野は決して多くはないと思われませんが、今議会で新型コロナ対策として経営対策事業補助金を新設して、事業継続、販路開拓、人材育成枠として、各企業が新型コロナウイルスに対応しながら新たな事業開拓等に取り組める枠として提案をしているところでございます。

また、都市圏企業のテレワークの受入れ先として、自然豊かな玖珠町への企業誘致ができるよう、コワーキングスペースの設置に加えて、企業の従業員の移住を支援できる環境整備も検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 今後もぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、G I G Aスクールの推進についてです。

本事業は、新型コロナウイルスへの対策として前倒しで対応することとなり、本町においては県下でも比較的早期に対応を行っている状況ですが、急な前倒しにより課題等が出ていないのか伺ってきたいと思います。

まず、I C T環境の整備において、事業者には相談するだけでなく、文科省の委託事業でもあるI C T活用教育アドバイザーへの相談やG I G Aスクールサポーターの活用など、I C T技術者の専門的な知見を生かしているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えいたします。

御質問のG I G Aスクールに係る環境整備事業で、I C T活用教育アドバイザーなど、いわゆる専門家の知見を生かしているかという御質問ですが、当町ではそういった専門家のアドバイスというのを受けておりません。

しかしながら、そういったノウハウがないまま取り組んでいるわけではございません。

学校におけるW i - F i環境などの施設の整備につきましては、G I G Aスクール構想が打ち出される前から年次的に取り組んでまいりました。特に、昨年開校いたしましたくす星翔中学校の建築準

備段階で、先進地の取組の視察を行うとともに、新しい技術や製品の研究など入念に準備をいたしまして、最新の通信インフラの整備をした経験と、その過程で担当者の育成ができましたので、全県下に先駆けましてG I G Aスクールの取組に手を挙げた経過がございます。

もちろん今後のG I G Aスクールの本格運用に関しましては、御質問にありましたようなアドバイザー等の制度を活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） I C Tの効果的な活用方法について、国は窓口を準備しています。また、大分県の教育委員会では、県内全域の学校を巡回するアドバイザーを2名配置していますので、事業者だけの意見ではなく専門家の意見もぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、導入した端末は、更新をしなければ、3年から4年で古くなり、その更新費用は自治体の負担になるのではないかと危惧をされています。そのほかに、インターネットの利用料や学習ソフトの更新費、メンテナンス費など、今後、経常的に発生する経費はどのぐらいを考えており、財源の見込みは検討されているのかを伺います。

○議 長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えいたします。

G I G Aスクール事業で新たに発生するランニングコストについてということですが、まず、インターネットの利用料につきましては、もともとの学校の契約で、これまで1校当たり月6,000円程度を負担しておりますが、今回の導入でこの金額が上がることはございません。

次に、学習ソフトの導入費となりますが、小学校につきましては、新規に導入していきたいというふうに考えております。これが年間100万円程度。中学校分につきましては、既に導入しております、そのソフトを継続するときに、これも年間100万円程度を見込んでおります。

また、メンテナンスの経費につきましては、これは機器導入の検討の際に最も優先した部分でもありまして、文科省から示された3つのオペレーションシステムの中で、唯一アップデート等の更新を必要としないものにいたしましたので、故障時の修繕料以外で基本的にメンテナンスの費用は発生しないというふうに考えております。

よって、今回の事業開始によりまして新たに発生するランニングコストは、主に学習ソフトの導入費用になるかというふうに考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 今後の運用の面においても財政の弾力性を失われることのないよう注意をさせていただきたいと思います。

次に、町内の小学校へ聞き取りをしたところ、教職員の研修が必要になるとのことでしたが、教員の負担が増えないよう端末のトラブルや更新の対応を行う I C T支援員を各学校に配置する考えはな



いでしょうか。国の考える目標水準は4校に1人の配置となっていますが、調整ができないのか伺います。

○議長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えいたします。

教員の負担が増えないように支援員を配置できるのかということですが、今後、GIGAスクールを運営する上で、教職員の負担を軽減するためにICT支援員の配置をすることを考えておりますが、現状としては1名がくす星翔中学校に配置されている状況でございます。

今後、GIGAスクールの本格運用が始まれば、各学校でそういった先生方の不安や需要が大きくなるというふうに考えておりますので、配置については検討してまいりたいというふうに考えております。

また、教職員の研修につきましては、本格的な運用になるまで、くす星翔中学校に配置しておりますICT支援員の力を借りながら、端末の基本的な操作から活用事例までの研修を行いまして、実際に運用する教職員が少しでも不安なくスタートできるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 事業のスタートから軌道に乗る1年間だけでも支援員を増員していただき、教職員の負担が増大しないよう対策を考えていただきたいと思っております。

この事業を通して、どのような学びを考えているのか、教職員だけでなく保護者にもうまく伝わっていないようにも感じます。町外の学校と遠隔で交流する事業など、工夫次第で可能性は無限大に広がりますが、どういったことを考えているのか。これは教育長に伺います。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） GIGAスクールを推進することによりまして、病気療養や不登校の子どもの方の学校に通学できない児童生徒に対しまして、遠隔・オンライン教育を活用して学習展開ができるようになるかと考えております。

また、遠隔・オンライン教育活用した小学校での英語教育の授業等、ALTによる複数校の同時授業や、大学、研究機関、そして企業をはじめとした社会の多様な人材、リソースなどを活用することで、最先端のアカデミックな知見を用いた指導も可能になってくるとも考えております。

周辺の小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがございますので、単独で児童生徒の多様なニーズに全て対応できるということは非常に困難だと考えております。そうした中、児童生徒間の多様な学校間交流や、地域、大学、企業などと専門家による対面での遠隔授業を積極的に活用することによりまして、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、また協働して学習に取り組むなど、そんな機会を充実ができるとも考えております。

児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の質といいますか、教師の指導力の向上も図れる

と考えております。このG I G Aスクール構想の遠隔・オンラインは積極的に進めてまいりたいと思っております。

また、I C Tを活用する学びの充実のためには、その技術や活用に知見を有するG I G Aスクールサポーター、I C T支援といったI C T人材を確保しつつ、そして、その研修も充実していかなければならないと考えています。その際にも、企業や大学など関係機関とともに連携しながら、I C T人材を確保しやすくする仕組みを構築することも必要かと考えております。

また、これからは、教師とともに事務職員についても、I C Tを活用した教育活動に積極的に参加できるよう、I C Tに関する教職員全員の研修等の充実も図っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） ぜひとも導入面だけでなく活用の部分においても県下でトップを切っていただきたいと思っております。

児童生徒に1人1台のパソコンと高速通信環境の整備は、鉛筆やノートと同じ学習の必須アイテムであり、令和時代の学校教育のスタンダードになると言われています。導入して終わりではなく、活用に向け取組を強化していただきたいと思っております。

次に、第6次総合計画についてです。

本年度は、総合計画を策定する大事な年ではありますが、新型コロナウイルスの影響により、計画策定に影響が出ているのではないかと大変心配をしているところです。

そこで、今回通告を1、2、させていただきましたが、1と2については、昨日、河島議員の質問の中で答弁をいただきましたので、割愛させていただきます。今後も最悪の事態を想定して対応をしていただきたいと思っております。

最後になりますが、総合計画は、町の最重要計画であり、玖珠町の10年後をつくっていくための羅針盤でもあります。しかしながら、町行く方や来庁している町民の方に計画について尋ねても、知らないと言われます。町民が知らないのに町の最重要計画と言えるのでしょうか。魂を入れ、生きた計画にするためには、住民の関心をもっと高める必要があると思っておりますが、宿利町長はどのようにお考えでしょうか伺います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、お答えを申し上げます。

町の総合計画は、5年後、10年後に求める姿を、現状や将来を踏まえた総合計画といたしまして、大変重要な計画でありまして、来年度から第6次の期間に入ることから、現在、改定作業の真っ最中でございます。

議員御指摘のとおり、私たち行政や議会に携わる者、意見等を伺います総合行政審議会や各種団体の関係者は、町行政の羅針盤として位置づけられていることを御承知でございますけれども、多くの町民の皆様には、この計画の存在さえ知らない方が多いのではないかと、率直に反省をしているとこ

ろでございます。

目指しております「協働参画のまちづくり」には、町民お一人お一人の御理解と御協力を礎に自発的にまちづくりに参画をいただくことが理想の姿と考えております。

このため、昨日の質問で担当課長からお答えをいたしましたように、住民代表で構成をいたします策定委員会や総合行政審議会ですら十分意見反映を行い、策定に反映をさせていただきますが、もう一方で、期間がスタートをいたしました後、来年4月以降は、より多くの皆さんに理解をいただきますよう、内容を分かりやすく、かつ参画につなげられるよう工夫しながら、新たに構築を予定しておりますデジタルシステムや各種会議の際に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、昨日の御質問の中でもありましたように、私ども行政、執行部の対応スピードが遅い、答弁等で検討するとされたものの先行きが見えない等々の御指摘もいただきました。執行部と議会、町民の信頼関係なくしては、この総合計画の実施・発展もあり得ないというふうに思っております。

執行部にも、検討はしているもののなかなか実行できない様々な理由があるということは、御理解はいただけないと思っておりますけれども、行政には「できません」とお答えするだけではなく、ほかの方法づくり出す、模索するような積極的な対応が求められている時代でもあることから、そういったことを十分認識し、昨年より導入をしております議会後の内部検討会をさらに徹底するなど、進捗状況や課題などの共有に努め、町民との信頼関係を構築してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） この問題というのは、本町に限った問題ではなく、全国どの自治体でも同じような状況だと思います。住民が無関心とならないよう対策をしっかりと行っていただき、総合計画の中身を詳しく知らなくても、童話の里やテーブルマウンテンの里など、町民と共有できる共通の基本理念やキャッチコピーを軸として、玖珠町の将来を住民みんな考えていけるような仕組みづくりをしていただきたいと思っております。

本計画を策定するに当たり、第5次総合計画の自己評価には、135の取組に対し、「期待した成果なし」と「あまり成果なし」の合計は55項目あり、全体の40.7%が思ったほど成果が出ていない状況です。今後も事業の拡大継続を行っていく方針ですが、新しい計画では、つくって終わりではなく、成果につながるよう期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（石井龍文君） 6番小幡幸範君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時40分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（石井龍文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） こんにちは。ちょうど眠たい時間になっておりますが、お付き合いのほどお願いいたします。

議席番号2番幸福実現党の衛藤和敏です。

この夏は、お盆過ぎより猛烈に暑い日が続きましたが、早いところでは稲刈りも始まり、秋の気配を感じる季節となりました。しかし、異常とも言えるトビイロウンカの大発生や台風10号による倒伏、その他野菜など被害が心配されるところです。また、7月6日、7日の豪雨により甚大な被害に見舞われました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

そして、コロナウイルス感染症対策だけでも大変な状況下、度重なる災害対応となり、職務に邁進されている宿利町長をはじめ職員の皆様、また関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。

それでは、議長より許しをいただきまして、通告書に従い、一問一答方式にて質問させていただきます。

それでは、最初の質問に入ります。

質問事項1の1、今回発生した新型コロナウイルス感染拡大は、私たちの日常生活をもろくも崩壊させ、平穏な社会活動を一変させてしまいました。そのような未知の状況下、緊急事態での住民救済のプレッシャーに耐えながら、職員の皆さんは手探りの対応に迫られたのではないのでしょうか。まして、7月豪雨災害に対応が重なる事態となり、皆さんのフィジカル、メンタルのダメージは相当なものかと察します。

そこで、現在の職員の皆さんの状況は心配ないのか、お伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） お心遣いに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス対策におきましては、これまで経験したことのない様々な検討、シミュレーションを行うことが多く、また関連する部署も非常に多岐にわたったことから、多くの職員の通常行われている業務に影響があったところでございます。

このため、新型コロナウイルス対策に関連する時間外勤務につきましては、3月に28.5時間、4月に258.75時間、5月には625.25時間と急激に増加をいたしました。6月には198時間と、国の緊急対策や国内での感染状況と関連して、やや減少をしているところでございます。

しかしながら、その後、令和2年7月豪雨が当町にも甚大な被害をもたらしたことから、多くの職員が避難所や災害対策本部、被災現場での作業などに忙殺をされまして、対応に当たりました職員の勤務時間は7月に2,170時間と膨大なものとなったところでございます。その後も道路、河川や農地、水路、水道、ごみ処理など多くの分野で災害復旧業務に当たっていることから、職員の負担は非常に大きなものとなっております。今後もこういった業務は継続をされていくということが見込まれております。

このような中、職員の負担を軽減することは、なかなか容易ではないところでございますが、定例

や臨時の課長会議を開催する中で、職員の勤務時間の把握と職員に過度な負担とならないよう、できるだけ職員間で業務を分担すること、それから休養を取るため残業や土日出勤を行わない日を極力つくるなど、メリハリをつけた勤務を行うように、それぞれに指示をしているところでございます。

また、メンタル面につきましては、月に1回これまでも実施しておりますが、心と体の健康相談というものを実施しております、臨床心理士に相談しやすい仕組みの整備やストレスチェックによる自己診断を行いまして、職員が自分のストレスに気づくことが大事だと考えておりまして、それによりストレスをためないというように対処をしているところでございます。

また、このようなチェック等によりまして、かなり高いストレスがある場合には、希望によりまして医師の面接を受けて助言をいただいたりすることができるようにしております、本年も8月のこのストレスチェックによりまして9月以降対処をしてみたいというふうに考えております。

また、もう一点、通常7月から9月の期間に取得をすることになっております夏季休暇につきまして、なかなか取得ができてない状況もあることから、本年のみ10月まで取得期間を延長するなど、できるだけ職員が休みやすい体制を整備しております。十分とは申しませんが、多面的に職員の支援ができる体制づくりに努めているところでございます。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） そのような対策を取っていただけているということで、次に、職員を預かる長として、町長、一言何かお願いいたします。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 職員も日々、日夜、頑張っております、大変御心配いただきまして、ありがとうございます。

今の状況につきましては、総務課長から答弁を申し上げたとおりでございますし、各所属長にも同様に職員の負担を少しでも軽減できるようにというような連絡をしているところでございます。一番は、職員本人、そしてまた御家族が健康であることが、また職員が集中してこの玖珠町行政に取り組めることだというふうに思っておりますので、会議があるたびに私はそのようなことは課長を通じて全職員に通じるようお願いをしているところでございます。

そのような中で、どうやってその負担を軽減できるかということにもなりますけれども、午前中の松本議員の答弁にもお答えしましたように、今回の豪雨災害が、非常に今、教訓になっているということで、一晩明かせば避難所が閉じられるというような災害がこれまででしたので、1日、2日職員にも無理を申し上げながら対応していたわけですが、線状降水帯のような現象で何日も続くような避難所開設があるのであれば、今のところ1回1晩管理職も含めると50人から55名ぐらいの職員が対応しておりますので、もう3日も続けば全職員が寝ずの仕事に従事することになります。そういったことがまた何回も続けば、疲労が蓄積するわけでございますので、午前中、松本議員の答弁にもお答えしましたけれども、新たな避難所を設ける際は、自主避難所の形とか、また自主防災組織を進めることによって、防災士さんの御協力を得るなどしながら、なるべく避難所の負担を軽減するな

ど、いろんな方策を考えながら負担軽減に努めてまいりたいと思います。

いずれにしても、市町村の責任主体で町民の皆さんの安心・安全を守っていくということが役場の使命、仕事でございますので、それを基軸に可能な限りの対応をしてみたいと思っております。いろいろと御心配いただきまして大変ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） このコロナウイルス感染対策や災害対応など、町民の皆様に安心していただけるように適切に対応していただくことが、職員の皆様の使命となっております。住民の皆様の期待は大きく、その期待に応えられるか否かは皆さんの仕事ぶりにかかっております。昨日から何人かの議員より、スピード感が遅いとハツパをかけられておりましたが、働き方改革などの観点もあるでしょう。しかし、仕事効率を上げるためにも、先ほど総務課長がおっしゃられましたように適切な環境を整えていただき、町民の期待に応えていただきたいと思います。

そこで、今回の災害に当たりまして、早期の災害復旧が望まれるわけですが、少人数の専門職の負担軽減や効率の観点から、担当課以外の職員の応援や退職者や外部からの会計年度任用職員など雇用し、柔軟に対応したらどうかと思います。また、既に対応されているのか伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 新型コロナウイルス対策や豪雨被害といった緊急的な事態への対処の体制についてでございますけれども、新型コロナウイルス対策では、国の緊急対策として急遽実施が決定されました特別定額給付金の対応につきまして、町内で6,653世帯1万5,075人への給付をできるだけ速やかに行うことが求められたことから、5月8日付で福祉保健課に特別定額給付金班を新設し、兼務とはなりましたが、13名の職員により緊急的に対応を行ったところでございます。

また、議員御指摘のとおり、災害対応での技術職員の負担につきましては、当町でもこれまでも課題となっているところでございますが、今回の災害におきましては、農地災害への対応といたしまして、9月から農林課に2名の職員の兼務を発令いたしましたほか、大分県からも職員1名の派遣をいただいております。また、退職をされました技術職員や会計年度任用職員の雇用も予定、また実施をしているところでございまして、一方、また建設課で、下泊里橋の技術的支援につきましては、大分県建設技術センターの支援をいただけることになりまして、負担の軽減にもつながっているところでございます。

このように、市町村で雇用できる人数は限られている上、昨今の行財政改革によって職員数も減少傾向にある中、技術職員の応援がいただけることは、現場としては大変ありがたく思っているところでございます。県やほかの自治体からの職員とも協力をしながら、早期の災害復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） なるべくそのように対応していただいて、早期のということではありますが、既にやられているということで、職員の皆様の軽減にも仕事率のアップにもつながると思いますので、

分かりました。

主要な道路の土砂崩れの除去や舗装の補修など、迅速に対応してくれたとの声を住民の皆様から聞いております。ありがとうございます。しかしながら、農地関係や橋梁関係は相当の時間を要するものとの昨日より説明をいただきましたが、早期の復旧を目指し、より一層の努力をお願いいたします。

次に、2項目めの災害についての質問に入ります。

1の災害状況についての質問は、昨日説明がありましたので、割愛させていただきますが、けが人など人的被害はなかったかの件だけ伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 今回の災害、大変町内では大きな被害がありましたけれども、人的被害の報告は入っておりません。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 安心しました。これだけ玖珠・九重管内で大規模な災害が起きた割には、けが人とか命を落とす人がいなかったということは、本当によかったと思っております。

2番目に、被害に遭われた方に対して適切な対応はできていたのかという質問も、昨日説明がありましたので、割愛させていただきますが、1つだけ、農地復旧の支援について、昨日詳細な説明がありました。その中で、最大5%の負担が生じるようです。負担ができずに復旧を断念し、放棄する農地が出ないか心配なところですが、対応策があるか伺います。

○議長（石井龍文君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） お答えをいたします。

議員が言われるように、そういった懸念がございましたので、町としては補助率の検討を最初に行いまして、国の補助率の決定する前に、補助率95%、農地・田畑の農家負担を最高5%と位置づけまして、農家負担の軽減を幾らでもやりたいということで、そういう対策をしたところでございます。

また、現在、被災者の意思確認の途中ではございますけれども、議員が言われるように被害規模が大きくなれば、それだけ負担も増えることとなります。復旧を辞退する被災者が出てくるということも懸念をしておるところでございます。

そう言いながら、やはり農地法の中には、農地についての権利を有する者の責務といたしまして、所有者または賃借権その他の使用及び収益を目的とする者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないというふうになっております。したがって、耕作放棄地にならないように適正に管理をしていただきたいというふうに考えております。

また、被災箇所への復旧につきましても、自力で復旧をされたり、畦畔が崩壊しているところにつきましても、内畦畔を造っていただくなどして、耕作のほうを続けていっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） もしそのような事案が出た場合は、農業委員会等のマッチングとか農地中間管理機構の施策とか、いろいろあると思いますので、今後の検討課題じゃないけれども、対策を頭の中には入れておいていただくといいかなと思います。

このように被災された方に適切に対応ができていくということですが、被災された方は本当に大変だと思います。農地だけじゃなくて住宅など、いろんなことで被災された方がおられますけれども、もし自分が家を流されたり、浸水したり、稲刈り前の農地が被害を受けたりしたと思えば、実際に被害に遭われた方々がどれだけ大変かが分かります。被災者の中には、高齢だったり、いろんな事情を抱えている方も多いのではないのでしょうか。そのように本当に困っている方に寄り添うような対応をしなければいけないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3項目めの復旧の見直しについてですが、昨日詳細に説明がありましたので、割愛させていただきます。

4番目の下泊里橋の人道橋の設置についてですが、これも昨日説明がありましたので、割愛させていただきます。

5番目の下泊里橋の架け替え工事を抜本的に見直す考えはないかということも、昨日、藤本議員より厳しく質問がありましたので、これも割愛させていただきますが、違う観点から、ちょっと要望ということで話させていただきます。よく聞いてください。

今回のような歴史的、最悪と思われるような豪雨災害が起こることで、玖珠町の災害に対しての弱点が現れてきます。このような観点から見ると、下泊里橋は過去2度、もっと遡るとあるのかもしれませんが、流される事態となっております。これは明らかに下泊里橋の位置が過酷な条件下にあることが証明されています。本来ならば抜本的に考え直すことが賢明策だとやっぱり思います。行政は、こういうことだけでなく、慣例に従うとか元に戻すとかの考えになりがちで、変化を嫌う傾向が強いと思います。しかし、このような時代は大局的に物を考えてまちをデザインすることが、これからの玖珠町では必要ではないかと私は思います。

そこで、今後、住民の皆さんが心配することなく暮らせるように、橋から道路へと抜本的に見直し、新道を設けたり、小田地区までで止まっている農免道路とつなぐとか、思い切ったことを国との協議の中でやっていっていただきたいと思います。また、玖珠全体のことを見ますと、玖珠川沿川や山間部など玖珠町全体の被害を検証して今後にも備えることも必要だと思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。これは要望じゃないですけども、思ったことをちょっと言わせていただきました。

次に、6番目、次も今回災害であらわになったまちの弱点の観点から質問いたします。

7月豪雨により、国道210号線は大分方面、日田方面が陥没や土砂崩れにより通行止めになり、大変な交通麻痺が起り、混乱した住民の皆さんも多かったと思います。幸い高速道路が早期に復旧したため、大きな混乱にはなりませんでした。

しかし、玖珠町の地形は東西南北の各地へと道がつながっております。その道は、どの方面も悪条



件がそろっております。今回のように、また今後、豪雨だけでなく大地震など、どんな大災害が起こるか分からない時代の中、道路が寸断されれば、玖珠町自体が孤立化します。災害時の緊急活動や緊急物資輸送など、最悪の事態を想定して4地区にヘリポートを設ける必要性を感じます。まして、今回のような豪雨時では河川敷は使えません。そして、平時でも4地区への緊急ヘリ発着で救済率は格段に上がるのではないのでしょうか。そこで、4地区にヘリポートを整備できないか伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） ヘリポートに関する質問にお答えをいたします。

防災・医療対応用のヘリポートにつきましては、消防署が指定するものでございます。大分県消防航空隊やドクターヘリが利用するヘリポートは、玖珠川河川敷が指定をされておりますけれども、御存じのように今回の災害で被害に遭いまして、現在は使用できないため、旧玖珠中グラウンドを代替地とさせていただいております。

指定箇所は1か所のみでございますけれども、以前にも防災航空隊やドクターヘリが緊急時に上空から確認をいたしまして離発着した事例もたくさんありまして、電線など障害物がないことや粉じんの影響などを考慮しながら、施設管理者と消防署が確認許可を得て安全な場所であれば、指定ヘリポート以外でも離発着は全く不可能ではないというふうに考えられます。

主に小中学校のグラウンドが使用されることもありまして、消防署に確認をしましたところ、指定箇所を増やす予定はございませんが、学校グラウンドや地区の広場など、命に関わる最も危険な緊急対応は検討できるというふうに聞いております。このため、新たに4地区に、ヘリポートを明示する必要はないと思いますけれども、森林区域や奥地での必要性を考慮し、消防署、警察署等と離発着が可能なポイントについては情報提供ができるように、地元住民や消防団等と連携しながら情報収集は行いたいと考えております。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 事前にびしゃっと決めていただくといいと思います。

今回のような災害の復旧工事に組み込めないとか、今回は埋め土のため、復旧に必要な土を取った後のところとか、不要な土の捨場とか、総合的に考えれば用地ができる可能性があります。また、非常時、今言われたように常設型とか臨時型とかあるようですので、臨時型でもはっきり、緊急時には、この地区には、この場所に発着してくださいというようなことが速やかにできるような体制を整えていただきたいと思います。

全国には、たくさんの市町村で整備が進んでいるようです。今後を考えると、住民の皆様が安心・安全で暮らせる玖珠町にするためには、ヘリポートは絶対必要。臨時の場合でもいいですけども、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、3項目めですけれども、これは、私自身は重要だと考えております。コロナ禍での行政運営について質問いたします。

今年になり、町主催の童話祭をはじめ多くのイベントは軒並み中止になりました。また、各自治体

では、公民館祭り、盆踊り、各組織の総会、地域のお祭りなど、縮小や中止となっております。これはコミュニティ活動の崩壊に近い異常事態ではないでしょうか。

そして、コロナウイルス感染症は、第2波が襲っている状況で、終息のめどは立たず、ワクチン開発のニュースも流れますが、確実に信頼できる実用化までは何年かかるか分からないような状況です。

このような中、これまで政府や行政はコロナウイルス感染症が長期化することを前提にした施策や意思決定を行っているとは思えません。このまま全てのことを動かさずにいけば、人間社会は成り立たず、玖珠町の未来はないのではないのでしょうか。町は積極的にコロナと共存する社会の在り方を発信すべきと考えます。

これからの行政運営は、住民自ら考え、自助努力とか自己責任とかを重視し、徐々にインフルエンザ対応同等レベルにして社会活動を正常に戻す方向にかじを切ることが重要だと思いますが、町長はこれからどのような判断で行政運営を行うか、考えや思いがありましたら、お聞かせください。

○議長（石井龍文君） 宿利町長、自席から。

○町長（宿利政和君） 2度目でございますので、自席から失礼をいたします。

新型コロナウイルスに関しましては、感染が騒ぎ始められた年明けから、国民誰もが、どのような感染症なのか、そして一体いつまでこのような対策が講じられるのかという、不透明な先行きが見えない部分がございます。イベントの延期や中止、また飲食店等を中心にいろんな制約が出るなど、生活面、それから経済面でも多大な影響が出たことは、御存じのとおりでございます。

国も様々な制約と対策を重ねておりますけれども、当初は一定期間過ぎれば終息をするのではないかという視点の考えでございましたが、議員がおっしゃいましたように、もう今は新たな生活様式を構築して、いわゆるウィズコロナ、ウイルスは完全に消滅しない、上手に付き合うべきだという方針にシフトしていることは、多くの国民の皆さん、そしてまた議員各位も御理解のとおりかというふうに思っているところでございます。

このため、玖珠町におきましては、感染防止対策と、一方で経済活性化対策を並立するということが求められている。これも事実でございます。まずは、昨日の答弁もありましたように、感染防止の観点では国が示しますガイドラインを正確にお知らせし、適切な対応を取っていただけるよう町民の皆さんに働きかけを重ねていきたいと思っております。

一つ例を聞きますと、対策や対応をあまり検討する前に、コロナにかからんように、もうやめとこうやというような安易な対応もあったというふうに聞いております。こういうことを考えますと、ガイドラインの中にありますように、御近所で集まるような小さな催事等は、お互いの顔が分かり、状況が分かることから、やってもいいんじゃないかということですが、そのような部分もやれてないということもありますし、不特定多数の方が集まる場合は5,000人とか、また50%というような数字も示されておりますように、それに基づいた対応をすることによって、いろんなイベントや行事等も可能な限りやることが重要かというふうに思っております。

また、一方で並行して、経済の停滞を極力収めるためには、商店や中小企業への元気づくりを推進

していく対策を引き続き講じていきたいと思っております。そのような意味では、今回の補正予算の中でも、飲食店等に対応できるような予算計上もさせていただいているところでございます。今、手前にありますこのボードのような設置とか、あとは手の消毒とか、こういったものも導入すれば一定の助成をするというようなことも含めて、飲食店等へ今、呼びかけをしようという段階でございます。

いずれにしましても、この2本立ての両立が安全対策、そしてまた経済対策の柱になっていこうかと思っておりますので、このことをより多くの町民の皆さんに、そしてまた関係中小企業等の方々に周知徹底を行っていききたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 第6次総合計画や学校教育、社会教育など、全てが幾らすばらしい立派な計画を立てたとしても、コロナと共存をクリアしない限りは、実行不可能な状況になっております。昨日から今日と質問の中にもありましたが、第6次総合計画の中にもコロナと共存対策というようなことも盛り込むべきじゃないかと感じました。

今、町長が言われましたように、町が、町長が、発熱外来の対処も医療体制も既に万全と言っているほど整っているわけですから、もし万が一のことがあれば、行政が責任を持って対処するというようなことを約束すると、力強く町民の皆さんに宣言すれば、町民の皆様も勇気を持って活動ができるようになるんじゃないかならうかと思えます。先ほど町長が言われたようなことをもっと外に向けてアピールをしていただき、町長、幹部の皆さん、強いリーダーシップを発揮していただいて、町を停滞させないような行政運営をどうぞよろしく願いいたします。

次に、そのためにちょっとネックになっているんじゃないかと思われる質問をいたします。

緊急事態宣言頃からマスク警察だとか自粛警察だとかマスコミでよく騒がれております。この玖珠町ではそんな話を聞かないのが幸いです。このように世の中は恐怖心が蔓延し、監視社会的に生きにくい方向へととなりつつあるように感じます。

そのような中、今後あらゆる活動をするに当たって、もしコロナウイルス感染症が発生した場合、無責任な行動でない限り誰も責任はないという共通認識が必要です。誹謗中傷や差別など絶対に起きてはならないと思いますが、どのように啓蒙し、町民の皆さんに浸透させていくのか、伺います。

○議長（石井龍文君） 瀧石人権確立・部落差別解消推進課長。

○人権確立・部落差別解消推進課長（瀧石裕一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に限らず、全てにおきまして誹謗中傷は人権上あってはならない行為であります。

しかしながら、ウイルス感染者本人や御家族、さらに外国人の方々に対しても、直接またはネット上で差別的な取扱いを受けている事例も全国各地で発生し、マスコミ報道もなされているのが実態でございます。

誰もがウイルス感染者になりたくないことは理解できますが、誰にでも感染は起こり得ることで

あります。お互いに認め合い、助け合いながらも、明るく普通どおりに暮らせることが重要です。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を周知するとともに、人権に配慮した冷静な行動を促していくことが大切であることから、本町においてもホームページ等で啓発を行っているところでございますが、今後も広報や各種行事等を通じて町民の皆さんへの啓発に取り組みたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 今、このような停滞した状況の打開策は、住民の皆様の恐怖心を和らげることだと思います。その恐怖心には2種類あると思います。1つはコロナに感染する恐怖心です。もう一つは、コロナに感染したら、ほかの人からどう言われるか、どう思われるか分からないという恐怖心だと思います。このような恐怖心があるために、様々な行事を計画する際、主催者や責任者は、何かあったとき誰が責任を取るのかと言われれば、誰もがやめる判断をせざるを得ないと思います。その意味で、個人を守るための人権も大切なのは当然ですが、もう一つの側面として、まちを正常に戻すためにも人権的な啓蒙が重要な要素だと思います。その観点からも、最大限の対策を講じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今日は経済的な質問はいたしませんでしたが、まちを動かすことにおいても同じだと思います。これからの行政運営を、恐怖心に負け、萎縮したまちづくりを行ったのか、それとも、町民と行政が丸となって、知恵と勇気を振り絞り、コロナウイルスに立ち向かうまちづくりをしたのかによって、今後、未来のまちは大きく違ってくると思います。数年後、あのとき頑張っただけよかったと思えるようなすばらしい玖珠町を築くためにも、勇気を持って玖珠町を前進・発展させる行政運営を行うようお願いいたします。皆さんで頑張りましょう。困難多発な世の中ではありますが、私自身も明るく積極的に建設的に頑張っていきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君の質問を終わります。

次の質問者は、1番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 議席番号1番横山弘康です。

7月の豪雨災害をはじめ、台風9号、10号による災害でお亡くなりになられた方への御冥福と被災をされました全ての方にお見舞いを申し上げます。また、ボランティアをはじめ災害支援に当たってこられた方、また現在も当たられている方への御労苦に敬意と感謝を申し上げます。一日も早い災害からの復旧・復興を願うところであります。

また、農繁期を迎え、例年であれば収穫の喜びを感じるところではありますが、トビイロウンカによる水稻の坪枯れ被害により、多くの農家はその対策に苦慮している状況にあります。このことによって、玖珠米の評価が大きく低下することや農家所得に大きく影響を与えることが懸念され、ウンカの被害が今以上に拡散しないことを願うところであります。

このような中、町長を先頭に職員一丸となって新型コロナウイルスの感染拡大防止、7月の豪雨災害からの早期復旧・復興に向けて献身的に取り組まれていることを心強く感じているところであります。コロナウイルスからの感染拡大防止のため、私たちの生活は様々な場面で制約を受け窮屈となっていますが、どのような状況であろうとも、誰もが幸せを感じることができるまちづくりの展開が行政には求められているところであります。そのようなまちづくりを僅かでも後押しできればとの思いから、一般質問をさせていただきます。

それでは、7月豪雨時における避難所の状況と今後の避難所運営についてお聞きします。

このことにつきましては、午前中の松本議員さんの質問と重複する箇所もあろうかと思いますが、私なりの見方から質問をさせていただきます。

一般質問通告後、台風10号による避難所が開設をされていますので、質問は7月の豪雨時としてありますが、内容で関連する場合には台風10号接近時の状況についてもお聞きすることもありますので、よろしくお願いいたします。

最初に、7月6日の夜半からの雨で指定避難所が開設をされましたが、それぞれの避難所においてコロナウイルス感染防止策、熱中症対策などのための衛生管理が十分に行われていたかについてお聞きします。非接触型の体温測定機器など行政として十分に準備ができていたのかを伺います。場合によっては10月の状況についてもお知らせを願いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 横山議員の質問にお答えいたします。

7月の豪雨時につきましては、多くの避難者が見込まれましたメルサンホール、玖珠自治会館についてのみ非接触型の体温計を使用しましたが、それ以外の避難所につきましては従来型の体温計で対応したところでございます。

今回、10号台風につきましては、7月中旬に注文しておりました非接触型の体温計が9月3日に到着いたしましたので、今回の避難所では、それぞれの避難所に配備をいたしまして対応したところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 用意ができていないということであれば、その理由を聞こうと思いましたが、10月で準備ができたということでもありますので、そのことについては、もう追及はしません。

次に、避難所での3密、特に受付時などで密集・密接になることはなかったかを伺います。このことについては、松本議員さんの質問に回答がありましたが、ある避難所に来られた方が受付時に密集・密接になることを心配されて家に帰られたと聞いていますが、事実かどうかを伺います。また、その後のフォローはどうであったのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 初めに、避難所での3密についてでございます。受付で検温及

び問診票を記入がありましたために時間を要し、受付に若干の列ができたというふうには担当者から聞いております。

その次の受付で帰られた方がいるのかというようなことでございますけれども、大変申し訳ありません。事務局では受付時での密接を心配して帰宅したという事案は把握しておりません。時間をずらして再訪いただいたのか、安全な知人宅に行かれたのか、また避難を諦めて御自宅に戻られたのかを確認できておりませんので、フォローについてお答えすることはできません。申し訳ありません。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） これは、コミュニティと一緒に避難をされた方から直接聞いた話で、事実であつたらうと思っております。ただ、そういうことよりも受付時に、これからは工夫をして3密にならない方法を考えていただけたらと思いますので、そういう対応をお願いいたします。

受付後の避難所での密集・密接を避けるためのスペースは十分に取れていたのか、また、そのためのパーティションなどの間仕切りが十分に確保されていたのかを伺います。

○議 長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 各避難所の状況でございますが、7月6日17時に町内全12か所の避難所を設置して、14日まで9日間対応したところでございます。避難者総数は323世帯535人となります。最大時の避難者は、7日の12時時点で100世帯208人ございました。避難所によっては、収容者数の多寡はありますけれども、比較的避難者が少ない避難所は十分にスペースの確保ができたと考えております。避難者の多かったメルサンホール、わらべの館、玖珠自治会館でも、施設それぞれの多くの部屋を有効に活用して、間仕切り等スペースの確保は対応できたというふうに考えております。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 7月豪雨時には数か所を除いてスペースの確保がおおむねできたという回答ですが、スペース確保が不可能な場合も災害状況によっては発生することが見込まれます。例えば、一昨日、町長から報告がありましたが、ある場所によっては、メルサンホールなんかについては密集等が起こったというような報告を受けております。例えば、先ほど言いましたように、1人が4平方メートル、世帯として3メートル真四角の間仕切りをしたとすれば9平方メートルのスペースが必要とした場合、そのほかに受付事務やトイレ、通路や世帯間スペースを確保することになれば、500から600平方メートルの体育館などの比較的広い避難所であっても最大30世帯ほどしか対応できなくなるのではないかと考えられます。また、わらべの館や自治会館など比較的狭い場所では、さらにこの傾向が顕著となるのではと思われれます。

台風10号接近時には避難所によって密接な状況があつたと聞いていますし、7月豪雨時には日田市小野の皆さんが避難所に避難したときに対応できずに市中心部のアオーゼに分散避難したことや、台風10号では他市では避難所を分散したとのニュースがありました。このことについてを伺おうとしておりましたが、午前中の松本議員さんの質問でありましたので、この部分についての回答は結構でござ

ございます。

次に、体育館など空調設備がない避難所での熱中症対策などはどのように行われたのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 避難所での換気対応についてでございます。

今回の豪雨につきましては、空調のない体育館等では風雨により窓を開けられずに十分に換気ができたとはいえません。今後については扇風機等準備を行いまして対策を行うこととしたいと考えています。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 十分な対応をお願いしたいと思います。

メルサンホールやわらべの館、玖珠自治会館などは、空調設備やトイレ設備が整っている施設であります。それ以外の施設は、今言われましたように体育館などが避難所になっているところでは、当然、空調設備がないということは分かります。ただ、空調設備がなくても、熱中症対策として定期的な水分補給をしてくださいというような指導とか、そういうことができるのではないかなと思います。そういう対応が今から避難所を運営する職員の方には十分指導していただけたらなと思います。

次に、避難所の運営は職員のみで十分だったかを伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 職員だけで十分であったかという問いでございます。

そもそも避難所には、それぞれ4名から6名の担当職員を割り当てて対応しております。今回のように連日の避難所運営は前例がなく、担当職員は交代後も終日業務に従事をするなど、連日昼夜を問わず業務に当たって疲労が蓄積をしたところでございます。

このため、他の職員の応援や交代する場面が多くなったほか、避難所運営に関して検証と課題について協議を行う中で、様々な意見が出されましたので、今後の改善を図ってまいりたいというように考えております。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 改善を図ってほしいと思います。特に、今回の避難所運営については、疲労等あったこと、職員の勤務に無理があった部分はあるけれども、職員で対応できたとの回答だと思いますが、避難所経路箇所での何らかの災害により避難所に職員が配置できない場合をはじめ、町内全域や大規模な災害で大勢の人が避難所に押し寄せてきた場合や、そのことによって分散避難、避難所の増設などが必要となった場合など、避難所を運営するのは人であり、マンパワーが必要です。全てを町の職員で対応することは困難であると思います。

そのような場合、地域の自治委員さんや防災士さん、また避難所近くの住民の方などを巻き込んで避難所の運営を確立しておく必要があるのではないかと考えられますが、そのことについて検討あるいは取組を行っているのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 清原基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長（清原洋一君） 議員御指摘のとおり、現在は職員のみで避難所の運営に従事をしております。今後、さらに大災害に見舞われることが懸念をされているところです。職員のみでの対応では困難になるほか、医療・保健分野で専門的な対応が必要とされることも予想されることから、消防、社協、防災士、自治会など地区や団体との連携協力が不可欠となるというふうに考えております。重なる災害対応を教訓に、体制の確立とシミュレーションによる各種対応を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 避難所の運営について、地域との連携協議はこれからということではありますが、幸いにも4地区全てで防災士会が昨年設立されたのを契機に、4地区防災士会連絡協議会が防災の日の今月1日に 発会式で行われ、町防災担当課が防災士会連絡協議会を通じて十分に協議、連携が取れる状況ができたのではと思われます。また、大分県による避難所の地域運営の指導事業もあることなど聞いています。環境は整っています。積極的に避難所運営に地域が関わることについての協議を早急に進められることを提案いたしたいと思えます。

また、局所的、全域的な災害を災害内容に柔軟に対応でき、コロナやインフルエンザなど感染症対策できる避難所の在り方について、いま一度確認し、不足や不備が見込まれるものについての改善策の検討とそのために必要な対策を早急に講じられるものと思えます。

いずれにいたしましても、災害が多発し、感染症対策が必要な今日にあって、苦労も多いかと思いますが、想定外でしたという言葉を書くことのない的確な防災施策により、住民の安全が確保されることを期待しておきます。

次に、タヌキやアナグマ、ハクビシン、アライグマなどの小動物による害獣被害から農作物を守る対策について伺います。

このことについては、一部、午前中の松本議員さんの質問がありましたので、提案を含めての質問としたいと思います。

鹿やイノシシなどの大型の害獣動物からの農作物被害は、ワイヤーメッシュフェンスの普及や猟友会、関係機関の皆さんの御尽力などにより軽減していると言われていています。大分県が新聞などを通じての鳥獣被害の公表では、昨年度までの6年間で連続して減少しているとのことであり、本町を含む西部地区では対前年でイノシシの被害が若干増えたものの全体として91%の被害率と減少していることが新聞に掲載されていました。本町農林課を含む関係者の皆さんの御尽力に感謝を申し上げます。

大型の鹿、イノシシなどの害獣被害と反比例するかのようになり、近年ではタヌキやアナグマ、ハクビシン、アライグマなどの小動物による農作物被害が深刻な状況となっていて、野菜などの農作物の栽培を断念したとか、したいなどとの農家の皆さんの声を町内至るところで聞くようになりました。これら小動物による農作物被害の状況について、町として把握しているのかを伺います。

○議 長（石井龍文君） 藤原農林課長。



○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

小動物による被害の状況についてですが、まず捕獲頭数と被害額の数値を申し上げたいというふう  
に思います。

捕獲頭数については、タヌキが平成30年度88頭、令和元年度95頭、アナグマが平成30年度57頭、令  
和元年度が86頭。アナグマが、平成30年度26頭、令和元年度が48頭。なお、ハクビシンにつきまして  
は、大分県内では捕獲は確認をされておられません。

次に、被害額については、タヌキが平成30年度約41万円、令和元年度が約45万円。アナグマが平成  
30年度、令和元年度ともに約47万円。アナグマが、平成30年度8万円、令和元年度9万円というふう  
になっております。以上のことから……

〔「アライグマでしょう」と呼ぶ者あり〕

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） すみません、アライグマです。

〔「どっちらがアライグマですか」と呼ぶ者あり〕

〔「一番最後のが」と呼ぶ者あり〕

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） 一番最後のが。アライグマが、平成30年度8万円、  
令和元年度9万円となっております。失礼しました。

以上のことから、捕獲されていない小動物も相当な頭数が存在することが予想され、数値から勘案  
しても、議員も言われておりましたように農林業被害は増加の傾向にあると言えます。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 分かりました。

今、数字を言っていたように、特にアライグマは倍々になっていっているんじゃないかなと  
いう気がします。これらの小動物は、家屋にも住み、嫌な臭いや病原菌の元となる排泄物などを堆積  
させるなど、衛生面からも被害が出ています。

これら小動物の中でもアナグマやアライグマは、特に近年、先ほども言いましたように増殖が著し  
いようにあります。アライグマは、数年前までは私たちは見ることはありませんでしたが、現在では  
夜の道路や畑、水田などでもよく見かけるようになりました。タヌキの数倍という大きな動物であり  
ます。それに伴って、農作物の被害は甚大なものとなっております。

アライグマの生態について調べてみますと、目の色を変えて威嚇するなどの凶暴性、運動能力が高  
く、普通のフェンスや網など、電子柵など関係なく、物ともせず農地に侵入することができると言  
われています。また、穀物や果実など草食に加えて、カエルや小魚、ネズミなど様々なものを食する  
雑食性の食性から、野菜から水稻、果樹まで広い範囲で被害が及ぶと言われております。繁殖状況につ  
いても、春に子供を平均三、四頭出産し、仲間を持たず単独で子育てをし、春に妊娠できなかつたり、  
子が死んでしまうと、秋にもう一度発情し出産することがあるそうです。1歳未満の子供の生存率は  
約50%と高く、繁殖力も強いことが個体数増加の要因と言われております。

いずれにいたしましても、農作物被害は今後も増加し、農作物の被害がさらに増加することが見込まれることから、被害軽減、被害防止に向けた対策が早急に必要ですが、このことについては午前中の松本議員さんの中で回答がありましたので割愛をさせていただきます。

その回答の中で、個体数を削減するという回答がありましたが、そのことについてちょっと私なりにまた質問をさせていただきたいと思います。

農地への侵入を防ぐための手だても必要だと思われませんが、柵による対策では簡単に先ほども言いましたように農地や果樹園に侵入することから、回答にありましたように個体数を削減するほうが最も効果があると言われております。

現況を見ると、特にアライグマは繁殖力が強いことから、一向に減少する様子はなく、ますます増加しているのではと思われることから、現在行われている部分的、局所的な捕獲わな等を置くだけでは、とてもこの増加を抑え切れないのではないかなと思います。そのためには、広範にわたる面的なたくさんの捕獲わな等を用意した対応が必要なんじゃないかなと思います。個体数の大幅な削減を目指した被害防止対策が早急に必要であると考えております。

また、さきにも述べましたように、アライグマなどの害獣と言われるものにとって、畑の残りのカボチャ等、それとか捨てられたもの、果物とか野菜とか残ったものが畑にそのままあること、それから臭いの強い生ごみ、肥料にしようと思って畑に捨てたり田んぼに捨てたりする場合とか、それから、これはもう、ちょっとなかなか言えない、動物の死骸ということで想像していただきたいと思いますが、餌となって繁殖しているとも言われていることから、町としても住民の皆さんができるだけそのようなものを解消するための啓発も必要だと考えられます。

畑には、廃果物を極力残さない、農地に生ごみなどを捨てない、動物の死骸などを野山に捨てないことなども、町として啓発していくことが必要ではないかと思っておりますので、それらについての啓発をされることを提案します。二、三年後には、アライグマやアナグマを見なくなったね、畑や田んぼ、果樹園などからの収穫が楽しみになったねと言われるようになっていくことを期待しています。

次に、文化財保護法、自然公園法、森林法等に伴う規制について、どのような啓発が行われているかについて伺います。

文化財保護法に規定する国指定名勝や自然公園法に規定する国定公園、森林法に規定する保安林などの現状変更は一定の規制があるようになっていきます。そのような規制がある場所での開発行為や事業活動が行われるための書類が、行政機関の様々な部署を経由していくにもかかわらず、それらの規制についての留意、注意不足、無知あるいは縦割り行政の弊害から、知らずにそれらの事業や開発行為が行われた結果、そこは森林法による保安林でした、そこは国定公園の特別区域でした、そこは名勝耶馬の景勝地でしたなどの指摘を受け、原状復旧を命じられたりすることがこれまでもあったのではないかと思うからであります。

最近でも、鹿倉休憩舎用地問題があります。県道バイパス工事に伴う土砂捨て場として町有林を県に提供し、土砂捨て場後に、それを利用した休憩舎建築では、県の事業関係部署、建築許可担当部署

を經由して建築されたにもかかわらず、相当の年月を経てから保安林だったので原状回復を命じられた例など、記憶に新しいところでもあります。行政機関であってもこのような状況があることから、一般の住民の皆さんは、なおさらにそれらの規制があるのを知らないのではないかとの思いから、質問します。

文化財は、どのようなものがあるかということは、ホームページや資料などを通じて調べれば分かりますが、名勝耶馬については、その範囲は広く、どの場所が現状変更や維持に必要な規制がかかっているのかが分かりづらい、分からないのが現状ではないでしょうか。ましてや、その場所が自分の所有地であり、除間伐をしたり、倒木のおそれから人に危害を与えることが見込まれ、規制があることを知らずに所有者が伐採をしたり、その場所が地域の信仰の場所であったり、景観を地域づくりに課している団体や地域の人が、危険を回避するため、よりよい景観を作ろうと規制を知らずにしてしまうことがあるのではないかと思います。これらの管理は都道府県ですが、名勝や国定公園が所在する町としても、住民に広く知らせることでトラブルを防ぐためにも必要ではないかと思えます。

そこで、文化財担当、国定公園担当部署として、これまでどのような啓発を行っているのか、また行ってきたのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（秋好英信君） それでは、私のほうから文化財の関係についてお答えをいたします。

文化財保護法に伴う名勝地は、耶馬溪と旧久留島氏庭園がございます。とりわけ今御質問のございました名勝耶馬溪は、中津市をはじめ宇佐市、日田市、九重町の3市2町の広範囲に及び、代表的景観として66景が指定されており、町内では立羽田の景や鶴ヶ原の景、竈ヶ窟の景など17か所が指定を受けております。町民向けには、ホームページや平成23年に全戸配布いたしました玖珠町の歴史と文化財、先人たちの輝きという冊子で周知はしてきたところでございます。

議員御指摘のように、名勝耶馬溪につきましては管理団体が大分県でございしますが、大分県が保存管理計画を作成しております。玖珠町は、その基準を基に、現状変更の要因となる森林の伐採や開発等のケースに応じまして、関係各課や対象となる関係者からの個別相談を受けて対応しております。これまで玖珠町として規制に特化した住民向けの周知等は特段行っておりませんが、本年度は文化財保護審議委員の皆さんを対象に文化財の現状変更に係る取扱いについて研さんを図ったところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 私のほうからは、国定公園の関係でお答えさせていただきます。

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域が、自然公園に指定されております。玖珠町も昭和25年に中心部と日出生台演習場を除く大部分が耶馬・日田・英彦山国定公園に指定され、自然公園法による規制を受けております。これにより、国定公園内における行為などに

については、大分県知事の許可、届出を得る必要がある場合がありますが、玖珠町には許可等に関する権限がないことから、これまで積極的な啓発等は実施しておりません。町民の方から問合せがあった際に、その都度どのような手続が必要か案内しているところであります。

以上です。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 確かに管理は県の所管であります。今まで個別に対応してきたということは、分かっている人はいいんですけども、先ほども言いましたように、どこが規制がかかっている特別区域なのか、第1種特別区域なのか、第2種特別区域なのか、文化財にしても現状変更はどこまでが許されるのか、維持のための管理とはどこまでなのかというのが分かりません。こういうのをやはり住民の方に周知することが、いろんなこういうことに対するトラブルを防ぐことになろうかと思えます。このことは、やはり今から積極的に啓発をしていただきたいと思えます。

次に、名勝耶馬国定公園では、どのようなときに、どのような規制があり、先ほども言いましたように、申請あるいは届出にはどのようなものが必要か、その場合、誰が申請者になるのか、届出者となるのか、申請や届出ができないものはどのようなものを伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

文化財の保護法第125条におきまして、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」というふうに定められております。したがって、国指定の文化財の現状変更を行う場合は、申請者、つまり行為者ですが、行為者が玖珠町を通じて大分県経由で文化庁へ申請というふうになります。県の指定、町の指定は、それぞれ県、町という申請になります。

そこで、大分県教育委員会が作成をしております名勝耶馬溪保存管理計画報告書によりまして、第1種、第2種、第3種と保護区域が分かれております。また、その状況によりまして、道路であったり、治山であったり、観光標識であったり、伐採あるいは建物の建築申請、こういった種別に応じまして、現状変更に関する個別の基準が示されております。そのため、取扱い上の留意事項はケースによって異なります。また、維持管理の範疇あるいは災害関係の応急復旧、影響を及ぼす行為が軽微である場合などは、届出で済む場合もございます。

申請ができない場合はという御質問がございましたが、文化財保護法の趣旨は、そもそも文化財を保護し、保存し、活用を図り、国民の文化的向上に資することが目的でございます。文化財が適切に保存できる内容の現状変更であれば、文化庁での許可は可能であるというふうに判断できます。ただ、内容を十分吟味しなければなりませんので、まずは、県もそうですが、町の担当部局に御相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 私のほうから、自然公園内の件についてお答えいたします。

自然公園内におきましては、地域の自然環境を守る観点から特別地域として、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域と、それとあと普通地域に区分されております。地域区分ごとに規制を受ける行為が定められているところであります。実際の行為としては、工作物の新築や増改築、木、竹の伐採、鉱物の採掘または土石の採取など、十数種類の行為が定められております。

また、申請者につきましては、実際に行為を行おうとする者が、都道府県知事へ申請、届出をすることとなっております。

また、申請できないものとしましては、指定する植物、ミヤマキリシマ、コケモモ、レンゲツツジなどの採取または損傷などがございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 今言われたことをそのまま住民に知らせようと思っても、なかなか分かるものではないと思います。だから、先ほど言いましたように、それぞれ相談をしてくださいという言葉がありました。そういう言葉だけでも、例えば町内の場合は国定公園の中にありますよ。町内のほとんど、この玖珠川の南側の一部を除いて、あとはほとんど国定公園、一部国立公園もありますけれども、そういう中であるので、何か開発行為をすとか現状変更するような場合は、ちょっと役場のほうに相談できませんかというような啓発をすることが一番大事じゃないかなと思います。どこがどうですよというのは来てみないと分からないという状況ですので、そういう相談を受けるという啓発をまずしっかりしてほしいと思います。

また、それから、先日、県は、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の新設事業に対し、国定公園などの地域で環境影響評価（アセスメント）を強化し、事業者に自然環境や景観への十分な配慮を促し、悪影響を及ぶのを未然に防ぐ狙いから、関係条例を改正し、来年7月から施行すると、公表がありました。県のアセスメントとはいえ、本町の場合で、こういう開発がある場合、やはりこのことについて職員の方は、役場の中は、やっぱりしっかり勉強して、こういうことがありますよという留意をできるような体制を取っておいていただきたいと思います。

国定公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とあります。また、名勝耶馬は、芸術上または鑑賞上価値が高い土地について指定を行ったもので、人々がそれぞれの土地に紡いできた思いを名所や風景、庭園につないでいくのが名勝と言われております。このようなすばらしい名勝や国定公園が町にはありますが、今後は町として名勝や国定公園などをどのように生かそうとしているのかが、久留島庭園を除き、長い間見えていません。ただ単に日常の維持管理は所有者や地域づくり団体、奉仕団体に任せておくだけではなく、町の大切な財産であり、町の個性を特徴づ

けるものである名勝や国定公園を今後どのように生かそうとしているのかを町長にお聞きします。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えします。

まず、先ほどの規制のことですが、議員がおっしゃるとおり、どこが何に指定されていて、どういう対応、手続を取らなくてはいけないというのは、それはもう我々だったり、当事者だけであって、大変失礼ながら一般の町民の方にとっては、そういった手続なり難しいことは、なかなかふだんタッチしないものですから、不透明かというふうに思います。家の横の自分の土地の田んぼであっても、そこに建物を建てる場合は農地法に係るとか、山だけでなく田んぼや畑にもいろんな規制があるということですので、まずは何かするときには、ここは大丈夫だろうか、何か制約はないだろうかということだけを主眼に置くような啓発もしながら、何かあれば相談してくださいという、そういった仕組みづくりに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それから、今、御質問いただきました国定公園、それから自然公園にかかっているところの活用ということでございますが、繰り返しになりますが、この玖珠町は豊かな自然環境、こういったものを売りにした一つのまちづくりもしております。もう一つは、日本遺産、やばけい遊覧に指定されていますように、耶馬溪から中津、新山にかけて、この一帯が日本遺産に指定されていると。そのこと自体もまだまだ御存じでない方々もたくさんおられますので、こういった雄大な自然、豊かな自然が町の、地域の財産だということをもっと知っていただき、そして、それぞれ個別の場所、それから全体を生かすようなまちづくり、活用の仕方を今後、町民の皆さんと一緒に図っていきたいと思っております。

今、私も胸にバッジをつけておりますが、日本遺産やばけい遊覧の認定をされたというしるしのバッジでございます。こういったものも活用しながら、自然豊かなこの財産を有効に使えるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 分かりました。具体的なお話は聞けませんでした。それと、初めてここに日本遺産のバッジがあるというのを知りました。こういうのも、やはり情報発信すべきじゃないかなと思います。午前中にもありましたが、そういう部分で、やはり名勝耶馬とか、すばらしいことを住民に知らせるだけじゃなくて外にも発信をしていただけたらと思いました。

豊かな自然環境による特定公園、名勝耶馬など、現状変更や必要な維持管理であっても法に基づく規制の対象となることを広く知らせることが、トラブルを防ぐことになりすし、そのことによって住民の皆さんにも町にはこんなにすばらしいものがあるということを知らせることにもなるかと思えます。そして、他団体が羨むほどの豊かな自然や歴史、文化などに裏打ちされた本町の名勝や国定公園などの貴重な財産を生かすまちづくりが、今後、積極的に展開されることを提案したいと思います。

コロナウイルスの終息、豪雨被害からの復興・復旧など、何げない日常、平穏な日々が戻るまでには、まだまだ時間が必要だと思いますが、住民福祉の向上を目指して共に頑張ることをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（石井龍文君） 1番横山弘康君の質問を終わります。

お諮りします。

時間がありますが、もう一人であります、休憩を入れましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） では、このまま継続していきます。

執行部はいいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） トイレ等は、もう途中で退席してください。

では、次の質問者は8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 議席番号8番大野元秀です。

執行部の皆様方には、昨日、本日で非常に椅子に座っている時間が長くなっております。ちょっとここ辺で背筋を伸ばして肩をちょっと回していただきたい。よろしゅうございますか。

本定例会一般質問の最後の質問者となりました。執行部の皆様方には大変お疲れだと思います。最後までのお付き合いをよろしくお願いいたします。

今年も稲刈りの時期となりましたが、先ほどの議員各位があったようにウンカの大量発生により収穫量に大きな影響を及ぼすとともに、特Aとして注目されている中で品質の低下が起こるのではないかと。私が一番心配しているのは、農家の収入に大きな影響を及ぼすのではないかとということが心配であります。

また、いまだに終息の気配を見せない新型コロナウイルス感染症により、日本経済をはじめ日常生活までが脅かされている状態です。早く今まで以上の経済活動と平穏な日常生活が来ることを祈るばかりです。

それでは、一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い議長の許可をいただきまして一問一答方式にて質問させていただきます。

前回の第2回定例会において、コロナ禍の学校教育について一般質問をさせていただき、その中で、GIGAスクール構想について、どのようなものか、学校再開に向けての思いをお聞きいたしました。

先般の新聞に、大分県出身者の丸山洋司文化審議官に聞く、テーマはコロナ禍の学校教育、コロナ時代の学校教育の在り方についてのインタビューが掲載されておりました。その内容として、子供たちの学びを止めないためにはどのようにするのかを言われていました。まず、その一つは、対面とICT、いわゆる情報通信技術を組み合わせるハイブリッド化。2つ目は、感染リスクを最小限に抑えながら分散登校やICTの積極的活用。今進めている全ての小学生に1人1台のパソコンを整備するGIGAスクール構想です。

今回の質問は、前回お聞きしたGIGAスクール構想がどのように進んでいるのか。また、5月25日から学校が再開されたが、児童生徒の様子はどのようなものかお聞きします。また、県下では多くの行事が中止となり、これから児童生徒が一番楽しみにしているであろう運動会や修学旅行がどのようになるのかもお聞きします。GIGAスクール構想の質問については、今までの答弁と重なるところがあるかと思えますけれども、再度答弁のほうをお願いいたします。

それでは、まず初めに、8月24日から2学期がスタートしました。さきの6月議会で、休業に伴う授業時間数の確保のための夏休みを短縮しての1学期の期間延長の説明がありました。1学期終了時点で授業時間数の確保ができたのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 質問にお答えをいたします。

6月の議会で説明しましたように、1学期の授業時間数を確保するために夏休みを18日間短縮して登校日数を増やしました。それで、1学期の各学校の授業時間数ですが、学校ごとで多少の差はありますが、大体10時間前後の不足となっております。ただし、各学校で教育課程の再編成や行事等の精選、工夫によって、授業自体の進度は予定の進度のところまで進められていると1学期末に各学校から報告を受けているところです。

以上です。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 今の答弁の中で、10時間前後の遅れはあるということでもあります。私としては、時間がどうのこうのというよりも、まず夏休みを短縮したということもあり、室内にはエアコン等が効いていますが、暑い中での登校ということで、授業内容、学習効果ですね、この辺のところのほうは重要じゃないかなと思っています。そこら辺で、そういった学習効果とかいうことについて、問題はなかったのかということをお伺いします。

○議長（石井龍文君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 学校のほうでも、コロナに対する3密の回避等を行いながら、子供たちの授業が楽しくできるよということ、いろんな工夫をして授業をしていただいたというふう、学校長のほうから報告は受けているところでございます。

もう少しお話ししますと、1学期に定着度を町として見るために確認テストというのを行っております。6月末に算数について行ったんですが、これにつきましても、定着度も例年と同じぐらいの状況であるということで、学校での取組の成果が見られるかなというふうに思っております。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 例年と同じような状況ということで、一安心したところであります。

えてすると授業時間の確保ということだけにとらわれ、まずはそれよりも授業内容であったり生徒の学習面ではないかなと思っていたんですけれども、一安心しているところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。



いまだ終息の見通しが立っていない新型コロナウイルス感染症の中で、ICTの積極的活用の必要性が高まっています。玖珠町においては、大分県下でもトップと言われておるんですけども、いち早く取り組んでいるデジタル化や学びのオンライン化、すなわちGIGAスクール構想でのWi-Fiや情報通信ネットワーク環境整備の進捗状況と、昨日の答弁の中にもありましたけれども、2期に分けて行う予定だったパソコンの調達状況を重ねてお伺いします。

○議長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えいたします。

御質問のGIGAスクールに係る、まず学校内の通信ネットワークの環境整備の進捗状況につきましては、これまで議会で御説明してきました9月末事業完了という予定から若干進捗が遅れております。

具体的な経過を申し上げますと、2月の臨時議会におきまして予算化をいただきまして、実施設計を3月発注、5月末に完了いたしました。その後7月に指名競争入札を行ったところなんですが、豪雨災害と重なりまして電気通信工事の復旧需要が増大した影響で入札が不調に終わりました。8月になって工期を2か月下げまして再度入札を行い、大分市内の業者が落札、現在着手しているという進捗状況でございます。

よって、現在のところ当初の工期よりも2か月下がった11月末日が工事完了の見込みとなっております。ただ、各学校で保管するための充電保管庫、この備品については今月中に納品される見込みとなっております。

また、今ありました当初の説明では2期に分けて購入する予定としておりました1人1台の端末につきましても、全台数1,150台が既に8月末に納品が完了しております。これにつきましても、充電保管庫と併せて当初の予定どおり今月中に各学校への配置が完了する予定となっております。

先ほど御案内がありましたとおり、9月中の学校への端末の配備は県下で最も早い対応ということになっておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 情報通信のネットワーク環境、11月末に終了ということで、パソコンにしても収納ラックについても今月中には完備してしまうということでもありますので、これから寒くなるとインフルエンザやコロナが蔓延する可能性があります。いろいろな中で、段取りというか、各小学校のほうに配付したりもあろうかと思っておりますけれども、早急に学校現場で実施できるように努力していただきたいと思っております。

それでは、3番目の質問に入ります。

1人1台端末の整備が進められているが、ICT情報通信技術を活用した学習について、どのように学校現場で実施していくのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えします。

これにつきましては、昨日の質問の回答の中に重複するところがありますが、相対的な部分で御説明いたします。

まず、GIGAスクール構想につきましては、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含めて、多様な子供たちを誰一人残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することを目標としておるものでございます。

具体的に、学校では1人1台の端末を活用して子供たち一人一人の反応を踏まえた双方向型の一斉授業や個別の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習などが可能となるとともに、国外も含め遠く離れた地域や人材との交流の中で、多様な考えに触れる機会やデジタルならではの画像や音声を使った表現の学習、もちろんインターネットを使った主体的な調べ学習の充実など、その可能性は多岐にわたっておりまして、こういったことを学校で実施していくことになるということでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 多岐にわたる活用方法があるということで理解しました。

その後、教育委員会として、多岐にわたって利用方法があるんですけども、実施していくための体制がまず整っているのか、これは教育長のほうにお伺いします。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） ありがとうございます。

昨日の藤本議員さん、午前中の小幡議員さんからも御指摘いただきましたが、ICTの活用についての推進体制でございますが、まず理念としましては、ICTを整備し有機的に教育活動を推進していくためには、遠隔・オンラインの教育ができれば全て代替できるということではございません。遠隔・オンライン教育や先端技術を活用した個別適正化された自律的な学びの充実とともに、これまでの対面指導や集団活動、地域社会との様々な資源を活用した社会とつながる協働的・探究的な真正な学びを充実させ、これらを高度に融合させた学びが実現することが重要と考えております。ウィズコロナとポストコロナの段階という時間軸を置きながら、持続可能な形でリアルな教育現場とデジタルの教育現場との望ましいハイブリッドの形を構築していきたいと考えております。

教育のICT化そのものは、教育の質を高めるための新しい道具でありまして、その中で、コロナの環境下の中、様々な実証の中から、どのようにハイブリッドの効果を上げていくかのこれからの珍珠町におけるICTの活用を考えていかななくてはならないということです。そのために、珍珠町におけるICTを活用した教育の在り方について、今回の補正予算にも上程させていただいておりますが、10月に学校現場の教職員やICTの専門家、またESD、環境教育の専門家、学識経験者等による、仮称でございますが、有識者会議を立ち上げまして、各分野から様々なグローバルな視点から御意見をいただきながらICTを活用しつつ、教師による対面指導と家庭、地域、社会と連携した体験的学

習などと遠隔・オンライン教育等を使いこなすハイブリッド化をすることで、多様な子供たちを誰一つ残すことのないよう個別適正化された学びと社会とつながる協働的・探求的な学びを実現するためにこの組織を立ち上げ、御審議をいただき、意見をいただき、そして玖珠町のICTを道具として使った教育をしながら子供たち、町民のために頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 教育長の力強いお言葉をいただきました。体制は整っているということでありますので、今出てきました各専門家による有識者会議、これを大いに活用して、学校だけの考えではなく幅広く皆さんの知恵を借りて運用していったらいいんじゃないかなと思っております。よろしくをお願いします。

引き続きまして、体制は整っているというところでありますので、では具体的な実施計画、本年度において実施計画があれば、計画案の段階でもよろしいので、お伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えいたします。

GIGAスクール構想につきましては、御案内のとおり、当初文部科学省のほうも令和5年度までの達成を目標としてきた事業でございます。

しかしながら、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、学校の臨時休業等の緊急時にも子供たちの学びを保障できるよう、急遽前倒しをしまして取り組むことになった経過がございます。

そういった事情もございまして、今後の具体的な計画につきましては、GIGAスクールの具体的な指導體制や授業時数、使用する教材など、本格的な運用に関わるガイドラインは文科省からいまだ示されていない状況でございます。したがって、当面は教職員の研修を進めるとともに、児童生徒に対しましては特定の教科に限らず、学習ソフト等による端末の取扱いに慣れるための取組や調べもの学習での活用を考えておるところでございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして休校等が生じた場合に、在宅でのオンライン学習の活用ができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 文科省の運用計画が出ていないということでもありますけれども、今年11月に全ての機器がそろって、12月いっぱい各学校に配備をして、3学期ぐらいは、今、課長に言われたようにパソコンに慣れるというような活動、教育ができるということによろしいですか。

○議長（石井龍文君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） 学校のインフラ整備ができる前の段階でも、1人1台がもう配付できる状況ですので、その間に学習ソフト等を通じてそういった取組ができると

いうふうに思っています。もちろん11月末日にそういう学校のインフラを整えば、いわゆる授業でそういった対応が全学校でできるようになると。一部、中学校と八幡小学校では、もう既にインフラがあるんですが、その他の学校については、それ以降で授業の対応ができるという状況でございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 分かりました。パソコンにしても6年生と1年生じゃ、よく使い道、使い方というのが教える方も大変でしょうけれども、少しずつ慣れていくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、4番目の質問に入ります。

子供たちの思い出づくりはどうなるのか。

報道等によると、県内の他市町村では、運動会や修学旅行の学校行事の縮小や中止等が報じられているが、玖珠町における秋の学校行事の計画はどのような状況なのかをお伺いします。

○議長（石井龍文君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） では、まず運動会・体育祭についてですが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、競技内容の見直しによる時間短縮や来場者の制限等をしながらになりますが、全ての小中学校で9月、10月に実施をする予定でございます。

修学旅行につきましては、今のところ学校と旅行会社で協議を重ねて予定の場所で実施をするということで準備を進めております。出発の2週間から3週間前までに実施、延期または見学地の変更による実施等の判断をするようにしております。

運動会、修学旅行以外では、各小中学校で毎年行っております巡回音楽会は、こちらも新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施をする予定としております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 他の市町村で安易に運動会をやめたり修学旅行がなかったりする学校もあるようでありますけれども、玖珠町内の小中学校においては運動会、修学旅行を行うということですので、まずは感染に気をつけて、いろいろな対策はあろうかと思っております。ぜひ行っていただきたいと思っております。

そこで、新型コロナウイルス感染症予防対策の中で、まず教育委員会として学校行事の在り方をどのように考えているのか、基本的な所見を教育長のほうにお伺いします。

○議長（石井龍文君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 学校行事の在り方についてでございますが、この学校行事の在り方につきましても、先ほどの衛藤議員さんからの御指摘にありましたように、町長からもお答えしましたように、新型コロナウイルス感染の対策の中で、これまで学校行事は学校の休業等で教育活動が中止の事態となってきました。多くの中止がありましたが、コロナ禍は私たちの多くのことにつきまして問いかけをいただいております。その中により、私たちは今まで無意識、無自覚だったことに日々気づかされ

ました。その一つは、学校の価値でございます。それと、休業になり、当たり前だった日常が失われ、学校とは何を担っていたのか、また何を守ってきたのか、何を育んできたのかが改めて顕在化してきました。学校は、狭い意味での教育にとどまらず、福祉的な価値、例えば健康な生活リズムとか子供たちの安全な居場所なども担っているということが如実に浮き彫りになってきました。

その中で、玖珠町では8月24日から2学期がスタートしまして、2学期はまさに先ほど説明がございましたように運動会や修学旅行、そして11月になりますと文化祭など、学校行事が多く集中している2学期でございます。これまで社会において各行事が中止されておりますが、中止することは簡単でございます。学校の教育の中で、子供たちの学びの保障を考えますと、そうはいきません。学校には年間を通していろんな行事がございます。そして、その行事には学習指導要領で定められた狙いということがございます。その狙いととも、各学校は目標や内容を検討しながら特色ある学校づくりを推進しております。

例えば、学校行事の目標は、学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深めながら公共の精神を養い、協力によって、よりよい学校生活を築こうとする自主性、実践的な態度を育てていくところでございます。そして、求められる力としましては、自ら自立し、努力し、信頼し、励まし合って、切磋琢磨して喜び合う、苦勞を分かち合うような人間関係を構築することが大事かと思っております。そして、学校への愛着、学校の一員として仲間意識が生まれれば幸いと思っております。

こうした中で、学校生活の充実、向上に向けて、どういうふうに関わりや責任を果たしていこうかということについて、児童自身が意識して努力するなど、自ら主体的に取り組む自主性、実践的な態度を育む場と学校はなっております。

以上のことを踏まえまして、運動会等の学校行事の実施に当たりましては、3つの条件が重ならないように実施内容や方法、例えば半日で開催するなど、また時期等を考えながら、地域の感染状況も踏まえ、必要に応じて運動会の延期、または時期をずらすとかいう対応をしながらやっていきたいと思っております。

先ほど衛藤議員からも指摘がございましたように、子供たち、そして保護者、町民のために、勇気を持って、スピード感を持って実行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 教育委員会としての考え方を伺いました。

私ごとになりますけれども、私の子供たちも、学習面ではちょっと威力を発揮することはできませんでしたが、運動会や修学旅行が自分の力を発揮する場であったようであります。やはり子供たちにとって思い出は大切なものだと思います。その思い出を抱えて大人になり、また、こういった思い出づくりの中で、自分の精神等を養い、社会に出たときに参考になればというか、社会人になって頑張っていけるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも思い出づくりを止めないでさせてやっ

ていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

続きまして、旧中学校の備品管理等についての質問に入ります。

第1回定例会の細井議員の一般質問で、閉校した中学校の備品管理についての答弁であります。学校内の備品につきましては、程度のいいものにつきましては星翔中学校開校時に移管をしていますが、その後、昨年9月頃までに各小学校が必要な備品の取引を行っております。また、学校関係による備品の——引取りですね、すみません——引取りを行った後、森中、玖珠中、北山田の3校につきましては、12月に役場のほうで必要な備品の引取りを行いまして、3月上旬にはコミュニティによる引取りを行った。役場の引取りについては、備品管理システムへの登録を行っている。また、4月から普通財産となる八幡小学校の備品の引取りがまだ途中で、日出生、山浦、古後の中学校につきましても計画的に整理に取り組んでまいりたいと思いますとの答弁でありました。

そこで、その後の備品管理、また最終的な処分計画についてお伺いします。

最初に、本年度より管財班のほうで整理に取り組んでいると思いますが、備品管理システムの登録状況についてお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 平成30年度末をもちまして7つの中学校が閉校になりまして、31年4月から八幡中学校を除く6つの中学校について、令和2年4月から旧八幡小学校が普通財産に移行されまして、その施設内の備品を含めまして総務課管財班のほうに管理を行っている状況でございます。

先ほど議員も申されましたように、行政事務に活用できる備品を役場のほうで引き取ったりですとか、各地区のコミュニティ組織にも必要な備品は譲渡して備品管理を行っている状況でございます。

なお、学校の備品につきましては、学校が購入をして備品台帳に登録して管理を行っているものも当然ございますが、PTA所管であった備品等もございまして、こういったものは台帳等に記載をされておらずにそのまま残っているものも多数存在するといった状況でございます。

状態が不明なものも数多くやっぱりあるということが判明いたしましたので、現在、再度確認を行うようにしているところでございます。このため、今年6月に新型コロナウイルス感染症対策の失業対策事業としてハローワークに2名の方の募集をかけましたところ、1名の方の応募がございましたので、7月から3か月間の予定で備品登録の作業を今お願いしているところでございます。現在、北山田中学校の跡地の整理がほぼ終了している状況でございまして、施設内の清掃、それから備品等不用品、もうこれは捨てるしかないというようなものも多くございますので、こういったものの選別、状態確認、調査簿への記載等、それから保管するものの写真撮影を現在行っている状況でございます。

○議 長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8 番（大野元秀君） 今、答弁の中で、北山田中学校については終わりということで、ほか森中、玖珠中、日出生、山浦、古後というのは残っているということによろしいですか。ということは、全体のどのくらい残っていることになるんですか。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 現在、北山田中学校の整理を行う段階で、これは相当な事務量があるということが判明いたしましたので、管財班の職員が通常業務の中で行うことは、ちょっと不可能であるということで、新年度に新たに予算を何とかつけて、複数名の方で残りの学校について調査を行う必要があるというふうに現在計画をしているところでございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 相当な備品といっても想定内のことだと思うんです。長い歴史の中で、中学校が存在したわけですから、相当な備品があるというのは想定内であると思うんです。早急とは言わなくても、やはり相当な時間を要することは間違いなからうかなと思うので、ハローワークにせっかく2名の方を募集して1名採用ということであるなら、あと1名雇用して少しでも早めに整理ができたらいんじゃないかなと思っております。

状況については分かりました。

次の質問に入ります。

7月の豪雨で被災された企業より、旧中学校の備品、例えばロッカー、デスク、椅子、会議用テーブル、応接セット等を譲っていただけないでしょうかとの相談がありました。被災された企業、個人の方への無償譲渡ができないのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 現在までの状況の中で、ほぼほぼ行政的に使うというものはもうないだろうというふうには判断しておりますので、また、将来的に公売すると今現在考えているものですか廃棄するものの中でのということになるかと思いますが、無償譲渡によりまして被災者の方の一助になるということであれば、何とかそれはお答えできるのではないかというふうに考えておりますので、9月中に何とかそういった方について、こういったものがございましてということを回覧等を行いまして10月中に見ていただいて、場合によってはお引取りをいただくようなことを今検討しているところでございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） ありがとうございます。

被災された方においては、復旧において早急に必要なものではなからうかと思っておりますので、早期に対応にどうぞよろしくをお願いします。

一応、被災された方には周知をしていただくということでよろしいですか。じゃ、よろしく申し上げます。

次に、各旧中学校には歴史的背景の中で地域の歴史や文化、伝統芸能の備品や個人的な思い出の備品等があると思います。地域住民の方々に見ていただいて、早めに処分した方がよいのではないかと思います。また、決算審査意見書の中でも、活用できるものについては公売等を実施して財源とし、その他は各種団体や自治区、住民要望等を聞きながら有効活用をしていただきたいとの意見がありま

したが、前の議員の方たちも、行政の方はなかなか日にちを区切らないというので、まず最終的な処分の計画、いつまでにとかいうような考えがあるなら、その辺のところまでお伺いしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 先ほども議員申されましたが、備品の登録等を行う必要があるということで、そのようにも計画をしておりますが、北山田中学校の整理を行った段階で、北山田中学校だけで1,000を超えるそういった品がございました。確認作業には、やはり50日以上実数にして必要になるかというふうに考えております。

先ほど、その学校によって学校自体の思い出とか記念品とかということでございますが、そこはもう、ちょっと管財班のほうでは、その中身について判断はできませんので、これまでもコミュニティの方等にも見ていただいておりますので、一定程度そういうものについては、もう既に処分が終わったものというふうに現在のところ判断をしております。しかし、最終的にもう一度コミュニティの方等にも相談いたしまして、これはもうあと処分という段階になりましたら、管財班のほうで公売等の手続を取っていきたいというふうに思っております。

残り6校につきましては、先ほども申し上げましたように、1つずつこれまでのように丁寧な作業が行えるかどうかというのは、ちょっと予算的なものも考慮する必要がございますので、可能な限り簡略的にやって、来年度中には全ての調査、登録を終了したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 来年度中には全ての登録を終えるということで、その後の公売であったりするということですね。

それと、さっきコミュニティの方に見てもらおうと言ったんですけれども、地域の歴史や文化的なものというのはコミュニティでも分かると思うんですけれども、例えば個人の思い出……

〔「卒業記念とか」と呼ぶ者あり〕

○8番（大野元秀君） はい。というものについて、何か見てもらおうような方法があれば検討していただきたいなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。町長のほうから卒業記念というような言葉が出たんですけれども、どうでしょう。町長、何か。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えします。

私の母校も廃校になりまして、今議員がおっしゃったように動かせるものと、そうじゃない備付けで埋め込んだ卒業記念品というようなものもたくさんあるのも、皆さん御承知のとおりだと思います。動かせるものは、やはり処分なり仮置きみたいなものがまだまだ可能かと思いますが、その土地にも新しい企業等の方が入ってこられるときに、もうこのブロックは邪魔だとか、この山積みした土の部分は邪魔だというようなことになりかねないということも想定されますので、仮にそういったものがあれば、まだ地域に残っておられる同級生の方なんかにはクラス、友達に可能な範囲で連絡を取って



いただいて、どのような処分をするかとか対応をするかということも含めて、やはりきめ細かな実情に応じた対応が必要になってこようかと思っておりますので、そういったもののチェックも含めて調査員の方には対応していただくというふうに思っております。その対応後は、調査後の結果をどうするかは、また改めて検討することになるかと思っております。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） いずれにしても、小中学校などの廃校施設は教育財産から一般財産になって公の施設です。その中に存在する備品等は、今まで多くの税金が投入されているわけですので、処分方法については十分に留意していただきたいと思っております。

今回も児童生徒のコロナ対策に対する質問を行ってきましたが、教育長、担当課長の答弁では、コロナ対策に十分留意されているようであり、安心してはいるところですが、松本議員の質問にありましたが、9月6日、7日に九州を襲った台風10号で避難所に避難した方々に聞いてみると、避難所は、お年寄りから小さな子供、児童生徒を含む多くの方々が避難されていると聞きました。避難した方の話では、消毒と検温はしていただいたが、避難所にいると、マスクはしていたものの、多くの方がごら寝で密の状態であったと聞きました。そこには、児童生徒もいたと聞いています。

玖珠町には幸いにもコロナウイルスの感染者は出ていませんが、あの状態ではクラスターが発生してもしようがないような状況であったとも聞きました。教育委員会が学校でのコロナ対策を十分に行っても、災害対策本部長である町長の対応がこのような状態では、児童生徒は守れないし、ましてや死亡率の高い高齢者の命は絶対に守れないと思っております。これから冬を越えるに当たって、コロナ対策、インフルエンザ対策など大きな課題が山積しています。12月議会までには、住民の安心・安全に向けての構想、対策を私たちに聞かせていただくことをお願いして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日11日から17日までの7日間において、決算特別委員会、さらに議案考察のための休会を挟んで、23日から24日の2日間で予算常任委員会、総務建設農林常任委員会、企画民生教育常任委員会を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、明日11日から17日までの7日間において決算特別委員会、さらに議案考察のための休会を挟んで、23日から24日の2日間で予算常任委員会、総務建設農林常任委員会、企画民生教育常任委員会を行うことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後 3 時07分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 2 年 9 月10日

玖 珠 町 議 会 議 長      石 井 龍 文

署 名 議 員      松 下 善 法

署 名 議 員      河 野 博 文